

防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方

平成16年3月

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議

目 次

防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方	1
別添1 建物部品に関し防犯上配慮すべき事項	11
別添2 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する方針(申合せ)	13
<資料>	
1 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 設置要綱	15
2 部品別検討委員会、試験委員会及び普及促進方策検討委員会 構成員	17
3 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 構成員名簿	19
4 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 開催経過	20
5 建物部品の防犯性能試験の方法	
(1) 建物部品の防犯性能の試験に関する規則	25
(2) 建物部品の防犯性能の試験に関する細則	
ア ドア(B種)の防犯性能の試験に関する細則(平成16年基準)	32
イ 錠、シリンダー及びサムターンの防犯性能の試験に関する細則(平成16年基準)	36
ウ 建具の防犯性能の試験に関する細則(平成16年基準)	
(ドア(A種)、ガラスドア、上げ下げ内蔵ドア、引戸、引き・開き・上げ下げサッシ、 雨戸、面格子関係)	42
付 防犯性能の高いサッシ等の構造・仕様に関する基準書(概要版)	51
エ ガラスの防犯性能の試験に関する細則(平成16年基準)	61
オ ウィンドウフィルムの防犯性能の試験に関する細則(平成16年基準)	64
カ 窓シャッターの防犯性能の試験に関する細則(平成16年基準)	67
付 防犯性能の高い窓シャッターの構造・仕様に関する基準書(概要版)	73
キ 重量シャッターの防犯性能の試験に関する細則(平成16年基準)	76
ク 軽量シャッターの防犯性能の試験に関する細則(平成16年基準)	80
ケ シャッター用スイッチボックスの防犯性能の試験に関する細則(平成16年基準)	84
6 建物部品の防犯性能試験 試験員名簿	87

防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方

平成16年3月26日

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議

はじめに

我が国の治安は、平成14年に刑法犯認知件数が戦後最悪の285万3,739件を記録し、平成15年は279万0,136件と若干減少したものの、治安がよいとされた昭和50年代に比べれば依然として約2倍となっているなど、深刻な状況にある。中でも、住宅等の建物に侵入して行われる犯罪（侵入強盗及び侵入窃盗をいう以下「住宅等侵入犯罪」という）は平成15年中33万7,942件発生し、10年前の平成6年に比べ、8万9,017件（35.8%）も増加した。

住宅等侵入犯罪の増加は、誰にとっても安心の拠り所であり、安らぎの場であるはずの「我が家」ですら必ずしも安全ではなくなっていることを示すものであり、「女性が一人で安心して夜道を歩ける国」との評判を揺るがす街頭犯罪の増加と相まって、国民の治安に対する不安を高める大きな要因となっている。

ひるがえってみれば、世界一とも称された良好な治安情勢を背景に、これまで我が国では、建物の防犯性能を高めるという点について必ずしも十分な取組みがなされてこなかった。もちろん、このことは建物だけではなく、広く防犯という課題全般に対して個々の国民がさほど神経質になる必要がなかったという事情を反映するものであり、そのこと自体はむしろ誇るべきことでさえあるが、それ故に、諸外国と比べたとき、我が国の建物は侵入者を防ぐという性能において脆弱なものとなってきたとの声がある。

住宅等侵入犯罪の急増は、もとより単一の要因に帰着させることができるほど単純なものではないが、少なくとも防犯に対する取組みの比較的弱かった我が国が外国人犯罪者の標的となり、ピッキングやサムターン回しなどの手口が我が国において爆発的に広がったことに原因の一つがあることは、近年における外国人被疑者の急増や新たな手口の広がり方を見る限り疑うことのできないところである。

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議（以下「官民合同会議」という）は、このように深刻な状況にある住宅等侵入犯罪に対し、建物の設備

面で対抗措置を講ずることによってその防止を図ることを目指し、平成14年11月25日、関係省庁及び関係民間団体によって設置された。

官民合同会議では、まず平成14年度の成果として、平成15年3月26日、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方(中間取りまとめ)」(以下「中間取りまとめ」という)を策定し、「建物部品に関し防犯上配慮すべき事項」とあわせて公表した。

() <http://www.npa.go.jp/safetylife/index/>

> 防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方(中間取りまとめ)について

さらに、中間取りまとめに示された検討日程に従い、防犯性能試験の実施細目について検討を重ね、平成15年10月9日、防犯性能試験に関する総則的事項を定める「建物部品の防犯性能の試験に関する規則」(以下「試験規則」という)及び建物部品の種別に応じて試験方法の細目的事項を定める「建物部品の防犯性能の試験に関する細則」(以下「試験細則」という)をそれぞれ公表した。

() <http://www.npa.go.jp/safetylife/index/>

> 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議による防犯性能試験の実施について

そして今回、試験規則及び試験細則に基づき平成15年度中に行った防犯性能試験の結果がまとまったことを受け、この結果を「防犯性能の高い建物部品目録」として公表するのに併せ、官民合同会議における試験の実施及び今後の課題等について取りまとめたものである。

1 防犯性能の高い建物部品の開発～防犯性能の基準及び試験の実施

(1) 防犯性能の基準

建物部品()の防犯性能の定義として、官民合同会議が平成15年3月26日に決定した「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する方針(申合せ)」では、「建物部品の防犯性能とは、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して建物部品が有する抵抗力をいうものとする」としている。また、その評価方法は、「試験員が試験工具を用いて試験体の単位に対して試験行為をした場合における完遂までの時間を計測して行うもの」とすると定め、併せて建物部品が有すべき防犯性能の目安は、「当分の間...5分を超えるものとする」と定めている。

() 建物への侵入は、ほとんどの場合ドア、窓、シャッターなどの開口部がその経路となることから、ここでは建物部品として

これら開口部に用いられるものを対象としている。

この5分という基準については、官民合同会議の目標が、建物に侵入して行われる犯罪の防止を図ることにあったことを踏まえ、侵入犯罪の典型的類型である侵入窃盗の被疑者を対象とする調査()において、「侵入するのに時間が5分以上かかれば侵入をあきらめる」と回答したものが約7割に上るとする結果が出ていることを参考に、当面の目標の数値として設定したものである。

()財団法人都市防犯研究センターの調査による。[USRIレポート別冊第17号 防犯環境ハンドブック(住宅編)]ほかに掲載。

官民合同会議では、中間取りまとめの後も防犯性能の基準について検討を続けるとともに、実際に建物部品の破壊を行う予察試験を重ねた結果、防犯性能の基準としては、基本的に5分という基準を妥当としつつ、騒音レベルに関する基準も加味した目標抵抗値を設定し、防犯性能試験において目標抵抗値以上の結果を示した製品について、防犯性能の高い建物部品として公表することが適当であるとの結論に達した。

具体的に、今回の目録の作成に関する防犯性能の基準として採用した目標抵抗値の基本的考え方は、次のとおりである。

騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては、5分以上耐えること。
騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えること。

ここで、攻撃方法については、単独の攻撃者が携行可能な工具又は道具を用い、一人で建物部品に対する攻撃を加える方法によることとした。

また、騒音レベルについては、中間取りまとめで「騒音計を用いて測定した騒音レベルが、100デシベルを超えず、100デシベル以下であって90デシベルを超える回数が5回未満であること」とされているが、実際の犯罪を手口面からみたとき、

侵入が発見されるのを防ぐために騒音の発生を可能な限り避ける手口(ピッキング、こじ破りなど)と 侵入が発見されるのを防ぐことよりも短時間で犯行を終了させて逃走することを重視する手口(ガラスの打ち破りなど)に大きく分けられることを踏まえ、この両方の手口の特徴を取り入れた目標抵抗値を防犯性能の基準として採用したものである。

なお、「防犯性能の高い建物部品目録」に登録されている製品は、試験の結果、現在広くみられる窃盗犯の手口に対して5分以上その侵入を阻止する能力を示したものであるが、このことは、あらゆる状況における侵入者の攻撃に対し5分以上抵抗することを意味するものではない。例えば、幹線道路や工場の付近など大きな騒音が発生している場所では、音を気にしないで攻撃が可能であるなど、その建物の置かれている環境によって侵入者による攻撃の内容が変わることがあり、そのほかにも、工具の大きさや道具の性能の違い、犯人の熟練度や体力、人数などの様々な要因によって、侵入を防ぐことのできる抵抗時間が5分に満たないことがあり得る。

(2) 防犯性能試験の方法

中間取りまとめでは、防犯性能の基準を5分とすることと同時に、建物部品が5分以上の抵抗時間を有するかどうかの判定は防犯性能試験によることとした。

官民合同会議では、防犯性能試験の実施方法について検討を重ね、最終的に、防犯性能試験は、通常使用される状態に置いた建物部品に対し、現在広く見られる窃盗犯の手口によって実際に攻撃を加える方法によることを決定し、具体的には次のとおりとした。

まず、防犯性能試験を行う建物部品の種別は、実際の使用状況等を踏まえ、次のとおり分類することとした。

ア ドア関係

ドアA種（ドアB種、ガラスドア及び上げ下げ内蔵ドア以外の全ての開き戸）

ドアB種（主としてビルに用いられるスチール製開き戸）

ガラスドア

上げ下げ内蔵ドア

引戸

錠（錠、シリンダー及びサムターン）

イ 窓関係

サッシ（引き形式、開き形式及び上げ下げ形式）

ガラス

ウィンドウフィルム

雨戸

面格子

窓シャッター

ウ シャッター関係

重量シャッター

軽量シャッター

シャッター用スイッチボックス

次に、試験において使用する道具及び攻撃方法は、それぞれの建物部品の種別ごとに定めることとし、これに当たっては予察試験の結果を踏まえ、また、警視庁捜査第三課の協力を得て、まず使用する道具について、現在窃盗犯が多く使用している道具を選定し、攻撃方法として現在広くみられる手口及びこれらの道具を用いることが想定される手口を対象とすることとした。

それぞれの建物部品の種別ごとの攻撃方法の概略は、次のとおりである。

建物部品の種別		攻撃方法	
類型	種別	主な手口	主な使用工具
ドア	ドア(A種)	こじ破り、受座壊し	バール
	ドア(B種)		
	ガラスドア	ガラス部攻撃	バール
	上げ下げ内蔵ドア	上げ下げ機構攻撃	バール
	引戸	こじ破り	バール
	錠(錠、シリンダー、サムターン)	ピッキング、サムターン回し	特殊開錠用具
窓	サッシ(引き、開き、上げ下げ)	クレセント外し	バール
	ガラス	こじ破り、打ち破り	ドライバー、バール
	ウインドウフィルム		
	雨戸	こじ破り	バール
	面格子	格子外し	バール
	窓シャッター	こじ開け	バール
シャッター	重量シャッター	こじ開け	大型バール
	軽量シャッター		バール
	シャッター用スイッチボックス	穴開け	ドリル

また、中間取りまとめにおいては、「建物部品に関し防犯上配慮すべき事項」を策定したが、その内容の内侵入手口については防犯性能の基準及び防犯性能試験の方法に取り入れられるとともに、対抗策としては目録登載の建物部品を使用

することが中心となることから、今回大幅に簡略化した上で、この報告書に **別添 1** として取り入れることとし、併せて建物部品の種別ごとに手口が一覧的に把握できるよう見直しを行った。

なお、官民合同会議における公式の試験時間は、一部を除き5分間としている。すなわち、目録に登載した製品はいずれも一定以上の防犯性能を有しているが、このことはすべての防犯性能が同一であることを意味するものではなく、侵入者の攻撃に対する抵抗時間が、同じ種別の製品の中でも5分を若干上回る程度のものから分を大きく超える性能を有するものまで存在する可能性がある。

2 防犯性能の高い建物部品の普及

防犯性能の高い建物部品は、開発と普及が一体となって初めて効果を挙げるものである。

防犯性能の高い建物部品を広く普及させるためには、まず、従来製品と比較して製品の価格が高価なものとならざるを得ないことについて国民の理解を得ることが必要であると考えます。

また、普及に際しては、建物部品が本来の防犯性能を発揮できるよう 施工や使用に当たっての注意事項を共通認識とする必要がある。

さらに、消費者が一目で見分けることのできる共通標章や呼びやすい呼称（通称）についても早急に定めることが必要と考える。

(1) 追加負担への理解

建物部品の防犯性能を高めようとする場合には、現状では追加費用や製品選択の負担が発生することがほぼ避けられない。特に、建物への侵入は建物部品の暴力的破壊を伴うことも多く、これに対抗するために強度の高い素材や構造を採用すれば、そのこと自体による原価の上昇とともに、重量の増加や加工の困難化などによって搬送や施工に係る費用の増加をも招くことが想定される。

防犯性能は、遮音、省エネルギー、バリアフリーなどの性能とは異なり、直接的に居住環境の向上につながるものではない。しかしながら、風雨や外敵の侵入を防ぎ、その中にある人や物を守るというのが建物に本来求められている能力であることから、防犯性能は、建物部品にとって重要な性能であるといえる。

したがって、官民合同会議としては、防犯性能の高い建物部品の普及のために、刑法犯、とりわけ住宅等侵入犯罪の発生件数が高い水準にある現在、建物部品にはそれに対応した防犯性能が不可欠であり、そのため、追加費用が発生することについて国民の理解を求めるとともに、同時に発生する製品選択に関する負担について情報提供等により負担軽減を図ることとする。

また、各建物部品の製造者には、より高い防犯性能を持つ建物部品の開発とともに、消費者がより低廉な価格で防犯性能の高い建物部品が購入可能となるよう引き続き努力が必要である。

さらに、国民が防犯性能の高い建物部品を使用することは、治安を回復して犯罪に強い社会を構築することにつながり、結果として社会全体にとって良い効果を生じるものである。低廉な価格で購入可能な製品開発への支援、建物部品の設置や交換等に係る負担軽減等、行政としての施策も検討されるべきである。

(2) 建物の設計、施工や建物部品の販売における防犯への配慮

官民合同会議では、今回一連の予察試験を行う中で、建物部品の防犯性能は部品単体によって測ることができるものではなく、部品が建物に取り付けられる状況に大きく左右されることを確認した。

すなわち、目録に登載された建物部品を使用したとしても、その施工や使用が適切に行われていない場合には、個々の建物部品の性能が十分に発揮されず、結果として侵入犯の侵入を防止することができなくなることがあり得る。

そこで、各建物部品の製造者には、目録に登載された建物部品がいかなる条件の下で使用される場合に所期の性能を発揮することができるのかを明らかにする必要がある。また、建物の設計、施工に関わる各団体や建物部品の販売に関わる各団体においては、目録に登載された建物部品が本来の防犯性能を発揮できるよう、その取扱いについて会員に周知するとともに、各団体及びその会員が消費者に対して情報提供を行うよう取り組むことが必要である。

3 今後の課題

今回、官民合同会議が定めた防犯性能の基準及び防犯性能試験の方法については、現時点における知見に基づくものであるが、防犯性能試験を行う過程におい

て、今後の検討を要する課題も明らかとなった。現在までに判明している今後の課題は、次の4点である。

(1) 試験員の選定及び訓練

官民合同会議では、試験規則及び試験細則を平成15年10月9日に公表し、翌10日から試験細則に基づき防犯性能試験の実施作業を進めた。

防犯性能試験の実施に当たっては、まず試験規則に従い建物部品の種別ごとに、警察庁、国土交通省及び建物部品の製造業者の団体が推薦する者から試験員を選定し、この試験員によって試験を行った。

防犯性能試験は、窃盗犯の手口を再現する方法により行うことが必要であることから、必然的に人為試験とならざるを得ない。予察試験の結果などからも、試験員の技量等によって攻撃の開始から侵入が可能となるまでの時間に大きな較差があることが確認されたため、官民合同会議では、道具の使用等について十分に熟練した者を試験員として選定するとともに、較差の大きい攻撃方法については複数の試験員により行うなどの措置を講じるなど試験の水準を平準化するための方策を講じた。また、盗犯捜査に長年の実績のある警察庁指定広域技能指導官を「試験指導員」として指定し、その指導の下に試験を実施することにより、試験水準が一定に保たれるよう配慮を加えた。

今後、引き続き試験を実施するに当たっては、試験水準の平準化の観点から、試験員の選定や訓練の在り方、盗犯捜査に長年の実績のある警察官の関与等について、更に検討を重ねる必要がある。

(2) 防犯性能の基準及び防犯性能試験の方法の見直し

防犯性能の基準及び防犯性能試験の方法は、官民合同会議において、現時点で広くみられる手口のみならず、今後現れることが予想される手口まで踏まえて決定したものである。しかしながら、犯罪の手口も日々変化しており、特に近年、建物部品の弱点をつく手口が見い出されると、短期間のうちに拡散する傾向がみられる。

防犯性能の基準について、今回設定した「5分」という抵抗時間は、中間取りまとめにもあるようにあくまでも当面の目安としているものであるため、今後、警察にお

いて窃盗犯の調査分析を引き続き行い、求められる防犯性能の基準を確定していくことが必要である。

同時に、各建物部品の製造者は、「5分」の基準を達成したことをもって良しとせず、より高い防犯性能を有する製品の開発を続けることが必要である。

また、防犯性能試験の方法については、これらの各要素を踏まえつつ今後も不断に見直しを加え、新たな手口が出現した場合や防犯性能を高める新たな技術が開発された場合などには、これらに迅速に対応して、防犯性能試験の方法を改定していくことが必要である。

今後も、犯罪手口などの状況の変化を踏まえ、防犯性能試験の方法について見直しのための検討を行うこととし、併せて防犯性能の基準についても検討を加えることとする。

(3) 防犯性能の高い建物部品の共通標章

防犯性能の高い建物部品の普及を促進するに当たり、消費者である国民が、防犯性能の観点から建物部品を選択することを可能とするための分かりやすい「目印」を示すことである。また、その「目印」は、守ろうとする建物の開口部について一定以上の性能を持ったものを揃えられるよう、全ての建物部品にとって共通するものであることが望ましい。

そのため、官民合同会議では、防犯性能試験において目標抵抗値以上の防犯性能を示した防犯性能の高い建物部品について、目録として公表すると同時に、それぞれのカタログ、パンフレット等において表示し、あるいは製品自体に貼付するための共通標章を作成するとともに、防犯性能の高い建物部品の共通呼称（通称）を定めることとする。

共通標章については、防犯性能の基準及び防犯性能試験の方法について変更があった場合にどの段階の基準・試験方法を満たしているかが明らかとなるよう、原則として基準・試験方法の策定年を表示するものとし、製品自体に貼付するものについては、犯罪者にとって攻撃の方法や製品の弱点等に関する情報を提供する事態を避けるため、基準・試験方法の策定年は表示しないものとする。

防犯性能の高い建物部品の共通標章等については、目録の公表後速やかに検討を行い、公表するものとする。

(4) 建物全体としての防犯性能評価

建物の防犯性能は、単純に建物部品の防犯性能の総和として規定することはできず、防犯カメラ等の防犯設備、機械警備等の警備態勢、建物周辺の環境、更には犯罪者の意図など様々な要因によって大きく変動するものである。

したがって、建物の防犯について検討する場合には、当該建物の状況を踏まえ、適切な防犯性能を備えた建物部品を選定することとともに、建物部品以外の防犯対策についても併せて考えることが必要である。今後、建物全体としての防犯性能を評価するための客観的な手法、基準の検討を進めるとともに、建物の防犯性能の分かりやすい表示の在り方についても検討する必要がある。

まとめと展望

官民合同会議では、平成15年度における活動の成果として、上に述べたところにより「防犯性能の高い建物部品の目録」を公表するとともに、この報告を取りまとめた。

引き続き、平成16年度においても活動を継続し、新たに開発された製品についての防犯性能試験を実施して、一定の性能を示したものを公表するとともに、防犯性能の基準が策定されていない形式の製品に関する基準の策定を進めることとする。併せて、上記3に述べた課題の解決を図ることとする。

官民合同会議では、以上を踏まえ、今後、官民で防犯性能の高い建物部品の開発・普及を推進するに当たっての確認事項として、中間取りまとめの際の申合せを別添2のとおり改正することとした。

なお、中間取りまとめにおいて言及し、この報告においても述べたとおり別添2の申合せについては、現時点における対処措置として官民合同会議の目標を定めたものであり、今後における侵入犯罪の実態や建物部品の開発の進展に伴い、見直すべき性格のものであることを申し添える。

別添 1

建物部品に関し防犯上配慮すべき事項

〔平成 15 年 3 月 26 日〕
防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議

部 品	侵入手口		効果のある対策
	手口の内容	手口の例	
ド ア	錠の部分を攻撃するもの	ピッキング インプレッション カム送り解錠 読み取り(合鍵作成) サムターン回し かぎ穴壊し シリンダー打抜き・引抜き 焼き破り(焼き切り)	目録登載の錠を取り付けることに加え、 ・ワンドア ツーロックとすること ・合かぎの管理を徹底すること
	ドアとドア枠の隙間(デッドボルト部)を攻撃するもの	ドア錠こじ破り・受座壊し デッドボルト切断	目録登載のドア及び錠を取り付けることに加え、 ・ワンドア ツーロックとすること ・扉の隙間を覆う部品(ガードプレート等)を取り付け、又は扉全長の隙間を覆う部材(目板、フラットバー部材等)を採用すること
	ドア自体を攻撃するもの	戸板破り	目録登載のドアを取り付けること
	(ガラスドア)	ガラス破り	目録登載のガラスドアを取り付けること
	(上げ下げ内蔵ドア)	ガラス破り こじ破り	目録登載の上げ下げ内蔵ドアを取り付けること
	その他	無施錠	・オートロックを採用すること ・施解錠表示のシールを添付すること
		採光部 明かり取り部の攻撃	ガラス部分に目録登載のガラスを取り付け、又は目録登載のウィンドウフィルムを貼り付けることに加え、 ・採光部又は明かり取り部の範囲を縮小し、又はなくすこと

		郵便受け部の攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便受け部をなくし、又は取付け部の強化、受け口寸法の縮小を行うこと ・郵便箱をビス留め補強すること
		ドアスコープの攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・取り外しにくいドアスコープを取り付けること
窓	ガラス部分を攻撃するもの	打ち破り こじ破り 焼き破り(焼き切り) 投石破り 突き破り	目録登載のガラスを取り付け、又は目録登載のウィンドウフィルムを貼り付けることに加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・補助錠を取り付けること ・窓の内外に目録登載の雨戸、面格子、窓シャッターを取り付けること
	サッシ部分を攻撃するもの	クレセント外し サッシ戸外し クレセント破り	目録登載のサッシを取り付けることに加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・補助錠を取り付けること ・窓の内外に目録登載の雨戸、面格子、窓シャッターを取り付けること
	窓用補助部品を攻撃するもの (雨戸)	戸板外し こじ破り 切り破り	目録登載の雨戸を取り付けること
	(面格子)	格子外し 格子切断	目録登載の面格子を取り付けることに加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・外部に見える取付ねじは、ねじ山をつぶす等回らない処置を講じること
	(窓シャッター)	こじ開け 切り破り シャッター錠破り	目録登載の窓シャッターを取り付けること
シャッター	シャッター自体を攻撃するもの	スラットこじ開け 中柱部スラットこじ開け 座板こじ開け 切り破り	目録登載のシャッターを取り付けることに加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・座板部に錠を取り付けること ・中柱に固定錠を取り付けること ・内錠(補助錠)を取り付けること
	シャッターの操作機構を攻撃するもの	シャッター錠破り スイッチボックス攻撃	目録登載のシャッターを取り付けること 目録登載のスイッチボックスを取り付けること

別添 2

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する方針（申合せ）

〔平成15年3月26日〕
官民合同会議決定
（平成16年3月26日一部改正）

（官民の相互協力）

第1 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を構成する官庁及び民間団体は、防犯性能の高い建物部品の開発及び普及に関し、相互に協力するものとする。

（防犯性能の定義と評価方法）

第2 建物部品の防犯性能とは、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して建物部品が有する抵抗力をいうものとする。

2 建物部品の防犯性能の評価方法は、試験員が試験工具を用いて試験体の単位に対して試験行為をした場合における完遂までの時間を計測して行うものとし、試験員、試験工具、試験体の状態及び試験行為の基準については、別に定める建物部品の防犯性能の試験に関する規則によるものとする。

3 建物部品の防犯性能の評価の平準化を図るため、平成16年度中を目途として、試験員の選定についての基準を策定するものとする。

（防犯性能の目安）

第3 建物部品が有すべき防犯性能の目安は、当分の間、第2の2の評価方法により評価した場合において5分以上とする。

（防犯性能の高い建物部品目録の作成）

第4 防犯性能の高い建物部品の普及を促進するため、平成15年度中における試験の結果に基づき、5分以上の防犯性能を有する建物部品の型式の目録である「防犯性能の高い建物部品目録」を作成し、平成16年度当初に公表するものとする。

2 平成16年度においても、引き続き試験を行い、「防犯性能の高い建物部品目録」の更新を行うものとする。

資料

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議設置要綱

〔平成14年11月25日〕
官民合同会議決定
(平成14年12月25日一部改正)
(平成15年7月28日一部改正)

1 設置

最近における建物への侵入による犯罪の実態にかんがみ、関係する省庁及び民間団体が建物部品に関し、防犯上配慮すべき事項及び当該事項を踏まえた防犯性能の高い建物部品の開発及び普及の方策について検討を行うため、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議(以下「会議」といふ。)を設置する。

2 構成員

会議の構成員は、次のとおりとする。

警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察庁刑事局捜査第一課長

国土交通省住宅局住宅生産課長

経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課住宅産業室長

板硝子協会

日本ウィンドウ・フィルム工業会

社団法人日本シャッター・ドア協会

社団法人日本サッシ協会

社団法人全国警備業協会

社団法人日本防犯設備協会

日本ロック工業会

財団法人全国防犯協会連合会

財団法人ベターリビング

社団法人建築業協会

社団法人住宅生産団体連合会

社団法人日本建築士会連合会

社団法人日本建築家協会

社団法人日本建築士事務所協会連合会

社団法人日本損害保険協会

社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会

3 会議

会議は、構成員全体の会議並びに構成員の各担当者による部品別検討委員会、試験委員会及び普及促進方策検討委員会とし、部品別検討委員会の種類と各委員会の構成は構成員全体の会議で定めるものとする。

4 関係者の出席

会議には、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めるものとする。

5 会議の庶務

会議の庶務は、警察庁及び国土交通省において処理する。

部品別検討委員会、試験委員会及び普及促進方策検討委員会の構成員

〔平成14年11月25日〕
官民合同会議決定
(平成14年12月25日一部改正)
(平成15年7月28日一部改正)

ガラス・フィルム検討委員会	警察庁生活安全局生活安全企画課 警察庁刑事局捜査第一課 国土交通省住宅局住宅生産課 経済産業省製造産業局住宅産業室 硝子協会 日本ウインドウ・フィルム工業会 財団法人ベターリビング
シャッター・ドア・サッシ検討委員会	警察庁生活安全局生活安全企画課 警察庁刑事局捜査第一課 国土交通省住宅局住宅生産課 経済産業省製造産業局住宅産業室 社団法人日本シャッター・ドア協会 社団法人日本サッシ協会 社団法人全国警備業協会 社団法人日本防犯設備協会 財団法人ベターリビング
錠前検討委員会	警察庁生活安全局生活安全企画課 警察庁刑事局捜査第一課 国土交通省住宅局住宅生産課 経済産業省製造産業局住宅産業室 日本ロック工業会 財団法人全国防犯協会連合会 財団法人ベターリビング
試験委員会	警察庁生活安全局生活安全企画課 警察庁刑事局捜査第一課 国土交通省住宅局住宅生産課 経済産業省製造産業局住宅産業室 硝子協会 日本ウインドウ・フィルム工業会

	社団法人日本シャッター・ドア協会 社団法人日本サッシ協会 社団法人全国警備業協会 社団法人日本防犯設備協会 日本ロック工業会 財団法人全国防犯協会連合会 財団法人ベタ－リピング 社団法人建築業協会 社団法人住宅生産団体連合会 社団法人日本建築士会連合会 社団法人日本建築家協会 社団法人日本建築士事務所協会連合会 社団法人日本損害保険協会
普及促進方策検討委員会	警察庁生活安全局生活安全企画課 警察庁刑事局捜査第一課 国土交通省住宅局住宅生産課 経済産業省製造産業局住宅産業室 板硝子協会 日本ウィンドウ・フィルム工業会 社団法人日本シャッター・ドア協会 社団法人日本サッシ協会 社団法人全国警備業協会 社団法人日本防犯設備協会 日本ロック工業会 財団法人全国防犯協会連合会 財団法人ベタ－リピング 社団法人建築業協会 社団法人住宅生産団体連合会 社団法人日本建築士会連合会 社団法人日本建築家協会 社団法人日本建築士事務所協会連合会 社団法人日本損害保険協会 社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会

省庁については当該課長が指名する者、業界団体についてはそれぞれの団体が必要とする者の出席を認めるものとする。

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議
構成員名簿

警察庁生活安全局生活安全企画課	課長	吉田	英法
警察庁刑事局捜査第一課	課長	大平	修
国土交通省住宅局住宅生産課	課長	川本	俊明
経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課住宅産業室	室長	福田	洋一
板硝子協会	専務理事	池貝	晃一
日本ウィンドウ・フィルム工業会	理事長	中山	武之
社団法人日本シャッター・ドア協会	専務理事	大沼	喜明
社団法人日本サッシ協会	専務理事	稲垣	信良
社団法人全国警備業協会	専務理事	深山	健男
社団法人日本防犯設備協会	専務理事	鈴木	邦芳
日本ロック工業会	会長	和氣	正雄
財団法人全国防犯協会連合会	専務理事	松原	洋
財団法人ベターリビング	専務理事	村上	純一
社団法人建築業協会	常務理事	外池	久雄
社団法人住宅生産団体連合会	専務理事	浅野	宏
社団法人日本建築士会連合会	専務理事	内藤	尚
社団法人日本建築家協会	専務理事	中田	亨
社団法人日本建築士事務所協会連合会	専務理事	鈴木	俊夫
社団法人日本損害保険協会	常務理事	竹中	賢太郎
社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会	専務理事	山本	道明

(平成16年3月26日現在)

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 開催経過

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議

開催日	議題
第1回 平成14年11月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議設置要綱の決定 ・部品別検討委員会の種類及び構成員の決定 ・住宅等に対する侵入犯罪の情勢の説明 ・主な侵入手段の概要の説明 ・建物部品に関して防犯上留意すべき事項のイメージの検討 ・作業スケジュールの検討
第2回 平成14年12月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・各部品別検討委員会の作業構想の報告・検討・既存の工業規格その他自主規格等の説明 ・防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議設置要綱の改正の決定 ・部品別検討委員会及び普及促進方策検討委員会の構成員の検討
第3回 平成15年2月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討作業の状況等の報告 ・各委員会の検討状況の報告・検討
第4回 平成15年3月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方(中間取りまとめ)の決定 ・防犯性能の高い建物部品の普及方策の今後の在り方(普及促進方策検討委員会報告)の報告
第5回 平成15年7月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議設置要綱の改正 ・建物部品の防犯性能の試験に関する規則の検討 ・富田試験指導員の委嘱の報告
第6回 平成15年9月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物部品の防犯性能の試験に関する規則及び細則の決定
第7回 平成16年3月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方の決定 ・防犯性能の高い建物部品目録の報告・承認 ・木村試験指導員の委嘱の報告

ガラス・フィルム検討委員会

開催日	議題
第1回 平成14年12月5日(木)	・民間団体等における防犯対策の取組み状況等の報告・検討
第2回 平成14年12月10日(火)	・今後の作業構想の検討
第3回 平成15年1月14日(火)	・防犯上留意すべき事項の検討 ・防犯性能の評価方法の検討
第4回 平成15年1月28日(火)	・防犯上留意すべき事項の検討 ・防犯性能の評価方法の検討

シャッター・ドア・サッシ検討委員会

開催日	議題
第1回 平成14年12月4日(水)	・民間団体等における防犯対策の取組み状況等の報告・検討
第2回 平成14年12月11日(水)	・今後の作業構想の検討
第3回 平成15年1月9日(木)	・防犯上留意すべき事項の検討
第4回 平成15年1月16日(木)	・防犯上留意すべき事項の検討
第5回 平成15年1月23日(木)	・防犯上留意すべき事項の検討
第6回 平成15年1月30日(木)	・防犯上留意すべき事項の検討 ・防犯性能の評価方法の検討
第7回 平成15年2月6日(木)	・防犯上留意すべき事項の検討 ・防犯性能の評価方法の検討

錠前検討委員会

開催日	議題
第1回 平成14年12月2日(月)	・民間団体等における防犯対策の取組み状況等の報告・検討
第2回 平成14年12月9日(月)	・今後の作業構想の検討
第3回 平成15年1月21日(火)	・防犯上留意すべき事項の検討 ・防犯性能の評価方法の検討
第4回 平成15年2月4日(火)	・防犯上留意すべき事項の検討 ・防犯性能の評価方法の検討

部品別委員会合同委員会()

(シャッター・ドア・サッシ検討委員会、ガラス・フィルム検討委員会及び錠前検討委員会の合同開催)

開催日	議題
第1回 平成15年2月20日(木)	・建物部品の防犯性能の試験に関する検討
第2回 平成15年2月27日(木)	・建物部品の防犯性能の試験に関する検討状況の報告
第3回 平成15年3月6日(木)	・建物部品の防犯性能の試験に関する検討状況の報告
第4回 平成15年3月13日(木)	・建物部品の防犯性能の試験に関する検討状況の報告
第5回 平成15年4月22日(火)	・建物部品の防犯性能の予察試験に関する検討
第6回 平成15年5月14日(水)	・建物部品の防犯性能の予察試験の結果についての意見交換 ・建物部品の防犯性能の予察試験に関する報告 ・建物部品の防犯性能の試験に関する検討
第7回 平成15年6月16日(月)	・建物部品の防犯性能の予察試験に関する報告 ・建物部品の防犯性能の試験に関する検討
第8回 平成15年7月3日(木)	・建物部品の防犯性能の試験に関する規則及び細則の検討 ・建物部品の防犯性能の試験に関する検討 ・建物部品の防犯性能の予察試験に関する報告
第9回 平成15年7月22日(火)	・建物部品の防犯性能の試験に関する細則の検討 ・建物部品の防犯性能の予察試験に関する報告

試験委員会

開催日	議題
第1回 平成15年8月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物部品の防犯性能の試験に関する細則の検討 ・予察試験に関する報告 ・共同住宅における侵入騒音に対する近隣住民による警戒意識等の検討
第2回 平成15年9月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物部品の防犯性能の試験に関する規則及び細則の検討
第3回 平成15年9月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物部品の防犯性能の試験に関する規則及び細則の決定の報告
第4回 平成15年11月11日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・錠、シリンダー及びサムターンの試験の申込み状況の報告 ・ガラスの試験スケジュール等の報告 ・建具の試験スケジュールの報告
第5回 平成15年12月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・錠、シリンダー及びサムターンの試験結果の報告 ・各建物部品の試験スケジュールの報告
第6回 平成16年3月9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・各建物部品の防犯性能の試験の進捗状況の報告
第7回 平成16年3月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度における防犯性能試験結果の報告

普及促進方策検討委員会

開催日	議題
第1回 平成15年1月22日(水)	・普及促進方策の取組み状況等の報告・検討
第2回 平成15年2月19日(水)	・普及方策の今後の在り方の検討
第3回 平成15年3月5日(水)	・普及方策の今後の在り方の検討
第4回 平成15年12月11日(木)	・平成16年度以降の防犯性能の高い建物部品の開発・普及の在り方の検討
第5回 平成16年3月9日(火)	・平成16年度以降の防犯性能の高い建物部品の開発・普及の在り方の検討

建物部品の防犯性能の試験に関する規則

〔平成15年7月28日〕
防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議
(平成15年9月19日一部改正)
(平成16年3月26日一部改正)

(総則)

第1条 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議(以下「会議」という)が、平成16年春を目途に公表する目録に係る建物部品の防犯性能試験は、この規則に定めるところにより実施する。

(試験の実施)

- 第2条 会議は、別表1に掲げる建物部品(専ら建物の外壁面に使用されるドア、窓又はシャッターに用いられる部品)について、防犯性能の試験を行う。
- 2 建物部品の製造又は輸入を業とする者は、会議の行う試験を受けることができる。
 - 3 試験を受けることを希望する建物部品の製造・輸入業者は、別に定める日までに、建物部品の種別ごとに定める試験細則の定めるところにより、受験を希望する建物部品の型式、種別その他必要な事項を明らかにして、会議に試験を受けたい旨を申請しなければならない。
 - 4 試験を受けることができる建物部品の規格、受験の手続その他受験に必要な事項に関する細目は、建物部品の種別ごとに試験細則において定める。

(試験指導員・試験員)

- 第3条 試験細則の作成、試験の実施その他試験全般が侵入犯罪の手口の実態を踏まえたものとなるようにするため、会議は、現在広く行われている侵入犯罪の手口に特に熟達していると認める者を試験指導員として委嘱する。
- 2 試験員は、試験細則に基づき建物部品の種別ごとに会議があらかじめ作成する試験員名簿のうちから、試験ごとに、試験委員会が指名する。ただし、当該試験の受験者と利害関係がある者は、その試験を行うことができない。
 - 3 試験員は、次の基準を満たす者でなければならない。
試験細則に定める試験工具を用いて建物に侵入する行為に関し、相当の技能及び知識を有すること。
志操堅固であること。

ピッキング等特に高度かつ特殊な技術を必要とするものとして試験細則で定める侵入手段に係る試験を行う試験員にあっては、試験委員会が行う実技試験に合格した者であること。

- 4 試験員となろうとするものは、次の事項に同意するとともに、別紙の誓約書を会議に提出しなければならない。

試験に際し知り得た秘密を、会議の許可なく公表し、その他自らのために用いないこと。
試験に際しては厳正中立の立場で試験を行うこと。

試験の実施への協力を求められたときは、可能な限りこれに協力すること。

- 5 会議の構成員は、第3項の規定により名簿に登載された試験員が、試験員として不適当であると認めるときは、いつでも試験員の地位の喪失を会議に求めることができる。この場合において、会議の構成員の3分の2以上が推薦の取り消しに同意したときは、当該試験員はその地位を失うものとする。

(試験会場)

第4条 試験会場は、原則として、科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターとする。ただし、受験者がこれ以外の場所を試験会場とすることを希望した場合において、試験委員会が適当と認めるときは、他の場所を試験会場とすることができる。

- 2 受験者は、試験に2人までの立会人を立ち合わせることができる。ただし、試験の適正な実施に支障がないとして試験委員会が認めるときは、受験者は、立会人以外の者に試験を見学させ、又はビデオ、カメラその他の機材による記録を行うことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、試験委員会は、受験者の了承を得て、受験者以外の者に試験を見学させ、又はビデオ、カメラその他の機材による記録を行わせることができる。

(試験体の準備・設置)

第5条 試験体は、受験者が用意し、試験委員会があらかじめ指定する試験日時に試験会場に搬入し、受験者の責任において設置するものとする。

- 2 試験体は、原則として、その試験体が実際の建物において通常使用される状態を再現する状態で設置しなければならない。ただし、特定の侵入手口に限定して試験を行う場合であって、試験体単体その他の状態で試験を行うことができるものとして試験委員会が認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、試験体が通常使用される状態の下で、防犯性能を高めるために他の建物部品が取り付け可能であるときは、受験者は、それらの建物部品を取り付けた状態で試験を行うことを求めることができる。

- 4 受験者は、試験細則に定めるところにより、試験員が手口の研究を行うためのサンプルを試験体とは別に提出しなければならない。

(試験方法)

第6条 試験は、この規則に定めるもののほか、別表1に掲げる建物部品の種別ごとに会議が定める試験細則に基づいて行う

- 2 試験は、試験体が通常使用される状態に応じて別表2に定める試験系列のうち、当該試験体の種別に対する攻撃の方法であって現在広く用いられているものとして試験指導員が指定する系列について行うものとする。この場合において、試験を行う系列並びにそれぞれの系列のうち実地に試験を行う手口及び使用する工具の基準は、試験細則において定める。
- 3 試験を行う担当者及びその役割は、次に定めるとおりとする。

試験責任者 試験の実施を総括する。

試験員 試験細則に定める手口について、試験体に対する攻撃を行う。ただし、一の攻撃において試験員は1名とし、途中で休憩又は交代してはならないものとする。

時間計測員 試験体に対する攻撃の開始から終了までの時間を計測する。

音響測定員 試験体に対する攻撃中に発生した音量を測定する。

記録員 ビデオ、カメラその他の記録装置を用いて試験の状況を記録する。

- 4 試験細則において試験方法を定める際は、実際の侵入犯罪の手口を踏まえたものとなるようにするため、攻撃中の最大音量、平均音量などが一定以下となるよう音量の条件を手口に反映させるものとする。
- 5 試験において音量を測定する場合は、試験体(攻撃面)正面2mの地点で測定し、測定値から試験体正面1m地点の値に換算するものとする。また、騒音計の聴感補正回路はA特性とし、動特性はFASTを用いるものとする。

(試験結果の判定)

第7条 試験は、試験細則に定めるところにより、試験員が試験体に対する攻撃を行い、試験体の戸を開き、穴をあけ、その他の方法によって人体が通過できる状態になるまでの時間を計測する方法によって行う。

- 2 試験細則において実地に試験を行うものとして定めるすべての手口について、攻撃の開始から分間以上人体が通過できる状態にならなかったと判定された試験体は、試験に合格したものとする。
- 3 第5条第3項に基づき他の建物部品を取り付けた状態で、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったと判定された試験体は、補助手段の併用を条件として試

験に合格したものとする。

- 4 前2項の規定に関わらず、防犯性能が明らかに低いと認められる建物部品については、試験に合格しなかったものとみなす。
- 5 この規則に定めるもののほか、試験細則において試験結果の判定の方法について別に定めたときは、試験細則に定める方法によることができる。

(再試験)

- 第8条 試験に不合格となった試験体のうち、試験細則に定める一定の基準以上の成績を示したものについて、受験者は、その原因を改善した旨を添えて、1回に限り再試験を受けることができる。
- 2 再試験の結果は、第7条による結果とみなす。
 - 3 再試験を受けることができる場合その他再試験については、試験細則の定めるところによる。

(費用負担)

- 第9条 試験に要する費用の負担については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者が負担するものとする。ただし、試験細則で異なる定めをしたときは、試験細則の定めるところによる。

試験体の提供、搬入及び設置に要する費用 受験者

試験工具に要する費用 受験者

試験員等の日当、旅費その他試験員等に要する費用 当該試験員等を推薦又は派遣した者

試験会場に要する費用 受験者

記録に要する費用 受験者

- 2 試験の実施に際し、前項に掲げるもの以外の費用を要するときは、試験細則で定めるところによりその費用を徴収することができる。

(公表)

- 第10条 会議は、試験を行った結果、防犯性能が高いと認める建物部品の目録を作成し、一括して公表するものとする。

(雑則)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、試験について必要な事項は、試験細則において定めるものとする。

別表1 建物部品の種別

(1) ドア

ドア(A種) (開き戸のうち、ドア(B種)、ガラスドア及び上げ下げ内蔵ドア以外のものをいう。なお、試験細則はサッシと共通とする。)

ドア(B種) (主として中高層建物(ビル・マンション)の出入り口に使用されるスチール製又はステンレス製の開き戸をいう。)

ガラスドア (試験細則はサッシと共通とする。)

上げ下げ内蔵ドア (試験細則はサッシと共通とする。)

引戸 (試験細則はサッシと共通とする。)

錠 (錠、シリンダー及びサムターンをいう。)

(2) 窓

サッシ (引き形式及び開き形式のサッシ並びに上げ下げ窓をいう。)

ガラス

フィルム

雨戸 (試験細則はサッシと共通とする。)

面格子 (試験細則はサッシと共通とする。)

窓用シャッター

(3) シャッター

重量シャッター (シャッターのうち、窓シャッター以外のものであって、スラットの板厚が1.2mm以上あるもの又はこれと同等以上の防犯性能を有するものをいう。)

軽量シャッター (シャッターのうち、窓シャッター及び重量シャッター以外のものをいう。)

シャッター用スイッチボックス

別表2 試験系列及び主な手口

(1) ドア

試験系列	概説	主な手口
第1系列	非破壊的な開錠によるもの	ピッキング、インプレッション、カム送り、サムターン回し 等
第2系列	主に錠又はその付近を破壊して開錠するもの	鍵穴壊し、ドア錠こじ破り、握り玉壊し、かま錠破り、シリンダー抜打ち・引抜き、デッドボルト・かま切断 等
第3系列	主にドアの特定の弱点を攻撃して開扉するもの	こじ破り、受座壊し 等
第4系列	ドア全面を破壊するもの	戸板破り、自動ドア破り 等

(2) 窓

試験系列	概説	主な手口
第1系列	非破壊的な開錠によるもの	クレセント外し、サッシ戸外し 等
第2系列	主にクレセント、補助錠等の付近を破壊して開錠するもの	突き破り、クレセント破り 等
第3系列	主に窓の特定の弱点を攻撃して開扉するもの	投石破り、焼き破り、切り破り、打ち破り、こじ破り 等
第4系列	窓全面を破壊するもの	打ち破り 等

(3) シャッター

試験系列	概説	主な手口
第1系列	非破壊的な開錠によるもの	シャッター錠破りのうち、ドアの例の第1系列に相当するもの
第2系列	主に錠又はその付近を破壊して開錠するもの	シャッター錠破りのうち、ドアの例の第2系列に相当するもの
第3系列	主にシャッターの特定の弱点を攻撃して開扉するもの	シャッター破りのうち、ドアの例の第3系列に相当するもの
第4系列	シャッター全面を破壊するもの	シャッター破りのうち、ドアの例の第4系列に相当するもの

別 紙

試験員の誓約書

建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 殿

私は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議において行う建物部品の防犯性能の試験を行う試験員（以下「試験員」という。）となることを了承します。

また、試験員となったときは、以下の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 試験に際し知り得た秘密を、建物部品の開発・普及に関する官民合同会議の許可なく公表し、その他自らのために用いないこと。
- 2 試験に際しては厳正中立の立場で試験を行うこと。
- 3 試験の実施への協力を求められたときは、可能な限りこれに協力すること。

平成 年 月 日
氏名 印

ドア(B種)の防犯性能の試験に関する細則(平成16年基準)

1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議(以下「官民合同会議」という)が行う、ドア(B種)(主として中高層建物(ビル、マンション等)の出入口に使用されるスチール製又はステンレス製の開き戸をいう。)の防犯性能試験(以下「試験」という)について規定する。

2 受験手続等

2.1 申請

受験を希望する者は、日本シャッター・ドア協会(以下「協会」という)に申し込むものとする。
なお、協会が申込みを受理しなかった場合、その他協会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局(警察庁生活安全局生活安全企画課)に対し、申し出ることができる。

2.2 条件

(1) 錠に関する条件

ドア(B種)に装着する錠については、別途定める「錠、シリンダー及びサムターンの防犯性能に関する試験」に合格した錠を使用することを条件として申請し、当該試験結果を引用する。

(2) ガラスに関する条件

ドア(B種)に装着するガラスについては、別途定める「ガラスの防犯性能に関する試験」に合格したガラスを使用することを条件として申請し、当該試験結果を引用する。

2.3 合同試験の申請

複数の型式のドア(B種)について同一構造であるとして申請があった場合において、試験委員会が認めたときは、それらについて合同試験を行うことができる。なお、合同試験の申請があったドア(B種)の製造・販売者が2社以上にわたるときは、そのうちの1社又は製造・販売者の団体が代表して申請をするものとする。

2.4 申請に際し提出すべき書類等

申請に際し提出すべき書類等は、受験申込書、試験体図及び構造説明図書とする。

2.5 受験資格

試験を受験できるドア(B種)は以下のとおりとする。

扉・枠ともスチール又はステンレス製であること

開き方式はスイングタイプ(開き戸)のみとする。

2.2の条件を満たす錠及びガラスを使用するもの又は使用可能な構造であるもの

上記 ~ と同等以上の性能を有するものとして試験委員会が認めたもの

3 試験員の構成

試験員は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

4 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た申請者の試験所

その他試験委員会が認めた試験会場

5 試験体の準備、設置

5.1 一般事項

試験体は、使用状態に組み立てられた完成品とし、その大きさは以下のとおりとする。

なお、試験体は各試験につき1体を用意する。

	最小 W × H	最大 W × H
片開き (固定袖パネル付きを含む)	800 × 1900	900 × 2100
親子開き、両開き	1200 × 1900	1800 × 2100

5.2 設置

試験体は、施工要領書に準じて、直角に垂直に、かつ、ねじれや曲がりなく試験体取付枠に固定しなければならない。取付け高さは、通常使用される高さとし、固定の方法、シールなども含めて行う

試験体取付枠は、試験の目的に適した十分に剛性のあるもの、また試験架台は、試験体取付枠が取り付けられる構造で、かつ、十分に剛性のあるものとする。

5.3 試験体の準備と検査

試験体取付枠に取り付けられた試験体を、目視で検査し、損傷やキズや仕上げの特異な状況を記録する。試験開始前に、施工要領書に記載どおりの条件で製品が取り付けられ、かつ施錠されていることを確認する。

6 試験方法

試験は、以下の手口について、それぞれ別に定める試験手順書に定める方法により実施する。なお、攻撃の際に90dB以上の音量が発生しないよう配慮する。

6.1 錠こじ破り・受座壊し試験 (試験番号1)

ドア(B種)の錠及び受け座を破壊し、扉を開けて侵入する。

試験に用いる錠及びシリンダーについては別に定める標準錠とし、それ以外の機種については標準錠と同等の性能を有すると試験委員会が認めた錠が付けられている場合のみ試験を実施できることとする。

6.2 面材破壊試験 (試験番号2)

ドア(B種)のパネルにドリル、金切鋏等を用いて穴をあけ、錠を開錠し戸を開けて侵入する。

6.3 戸板破り試験 (試験番号3)

ドア(B種)のパネルにドリル、金切鋏等を用いて穴をあけ、侵入する。

6.4 試験に使用する工具

試験は、「JSDA-TC13D/H-001:(社)日本シャッター・ドア協会「建具(ドア)の人為的侵入抵抗性試験方法」」に定められた工具セットBのうち試験手順書に示す道具を使用する。

7 試験結果の判定

7.1 判定基準

(1) 防犯性の高いドア(B種)

試験の結果、いずれの手口についても、攻撃の開始から分間以上人体が通過できる状態にならなかったものを合格とし、防犯性能の高いドア(B種)とする。

ただし、面材破壊試験(試験番号2)及び戸板破り試験(試験番号3)については、平成15年9月4日に官民合同会議シャッター・ドア・サッシ検討委員会が行った予察試験において、以下の要件を備えるものについては、それぞれの手口に対して、攻撃の開始から分間以上人体が通過できる状態にならなかったことが確認されていることから、試験委員会においてこれと同等以上であると判定されたものについては、それぞれの試験について合格とみなす。

面材破壊試験 (試験番号2)	表面鋼板の素材及び板厚がスチール1.6mm以上又はステンレス1.5mm以上であるもの と同等の性能を有すると試験委員会が認めたもの
戸板破り試験 (試験番号3)	表面鋼板の板厚がスチール、ステンレスともに0.8mm以上であるもの と同等の性能を有すると試験委員会が認めたもの

(2) 条件付き合格の基準

試験の結果、錠こじ破り・受座壊し試験(試験番号1)及び戸板破り試験(試験番号3)について、攻撃の開始から分間以上人体が通過できる状態にならなかったが、面材破壊試験(試験番号2)について、攻撃の開始から分未満の時間で錠を解錠して扉を開けることができたものについては、戸に穴をあけて手を差し込んでもサムターンを操作することが不可能な仕様の錠を使用していることを条件として試験に合格したものとみなす。

7.2 合同試験における判定基準

合同試験の申請があったドア(B種)については、そのうちから無作為抽出した1体を代表試験体として試験を実施し、7.1と同一の判定基準によって可否の判定を行い、代表試験体が合格したときは、合同試験の対象となるすべての型式について合格したものとみなす。

8 再試験

- 8.1 試験結果が不合格の場合においてその抵抗時間が4分を超えていたときに限り、その原因を改善した旨を添えて受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。
- 8.2 試験体取付けにおける施工上の不具合に起因して不合格となった場合で、受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。

9 試験報告書

試験報告書には、次の事項を記載する。

- 1) 試験結果の記録
 - a 試験体の攻撃個所と順序
 - b 使用した道具
 - c 抵抗時間・道具交換の時間・観察時間
 - d 発生音及び所定のピーク値を超えた回数
 - e 変形損傷
- 2) 報告書の記載事項
 - a 試験体の名称、形式
 - b 試験体に使用したガラス又はパネル
 - c 試験体図及び必要な寸法
 - d 試験結果
 - e 試験機関名
 - f 担当者
 - g 日付
 - h その他必要と認められる事項

10 試験費用

- 10.1 試験費用は別途定める「受験説明書」に従い、受験者の負担とする。
- 10.2 試験の手数料は、1型式につき3万円とし、受験申込みの際、協会に納付しなければならない。
- 10.3 試験に際して実費を要したときは、その額を限度として受験する者より徴収することができる。

錠、シリンダー及びサムターンの防犯性能の試験に関する細則 (平成16年基準)

1 一般事項

1.1 適用範囲

- (1) この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 (以下「官民合同会議」という)が行う主として建物の出入口扉に用いる錠、シリンダー及びサムターンの防犯性能試験 (以下「試験」という。)について規定する。
- (2) 試験細則において、錠、シリンダー及びサムターンとは、それぞれ以下のものをいう。

錠 : デッドボルト(鎌付きデッドボルトを含む。6.3を除き、以下同じ。)を有する開き戸用の錠又は鎌を有する引戸用の錠の1セット。ただし、ドアに取り付けた状態において、外側からは鍵で、また内側からは鍵又はサムターンで操作が可能であること。また、特定の扉に取り付けるため2個以上の錠がセットで流通するもの (以下「ドア2ロックセット」という。)については、流通する個数の状態を1セットとする。

シリンダー : の錠の交換用シリンダー1個。

サムターン : の錠の交換用サムターン1個。

2 受験手続等

2.1 申請

受験を希望する者は、別紙の受験申込書及び必要な書類を添えて日本ロック工業会 (以下「工業会」という。)に申し込むものとする。なお、工業会が申し込みを受理しなかった等の工業会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局 (警察庁生活安全局生活安全企画課)に対し、申し出ることができる。

2.2 受験資格

試験を受験できる錠、シリンダー及びサムターンは、以下のものに限る。

JLMA A2001-2の「使用頻度による性能」がグレード2以上

5,000以上の適切な実用かぎ違いを有すること。

受け座のストライクプレートは、厚さ1.5mmのステンレス鋼製又はそれと同等以上の強度を有すること。また、開き戸用彫込錠の場合のストライクボックスは、厚さ1.6mmの鋼製の一体絞り又はそれと同等以上の強度を有すること。ただし、「受け座壊し」の試験を実地に行うドア2ロックセットについては、この条件は問わない。

サムターンは、指1本 (第1関節まで)の一の動作で操作できないこと。

上記 から までと同等以上の性能を有するものとして、試験委員会が認めたもの。

3 試験員

試験員は、特殊技能試験員及び一般試験員とし、それぞれの選定基準は次のとおりとする。

特殊技能試験員 : 建物部品の防犯性能の試験に関する規則第3条第3項 に適合

する者

一般試験員 : 工業会が推薦する者

4 試験会場

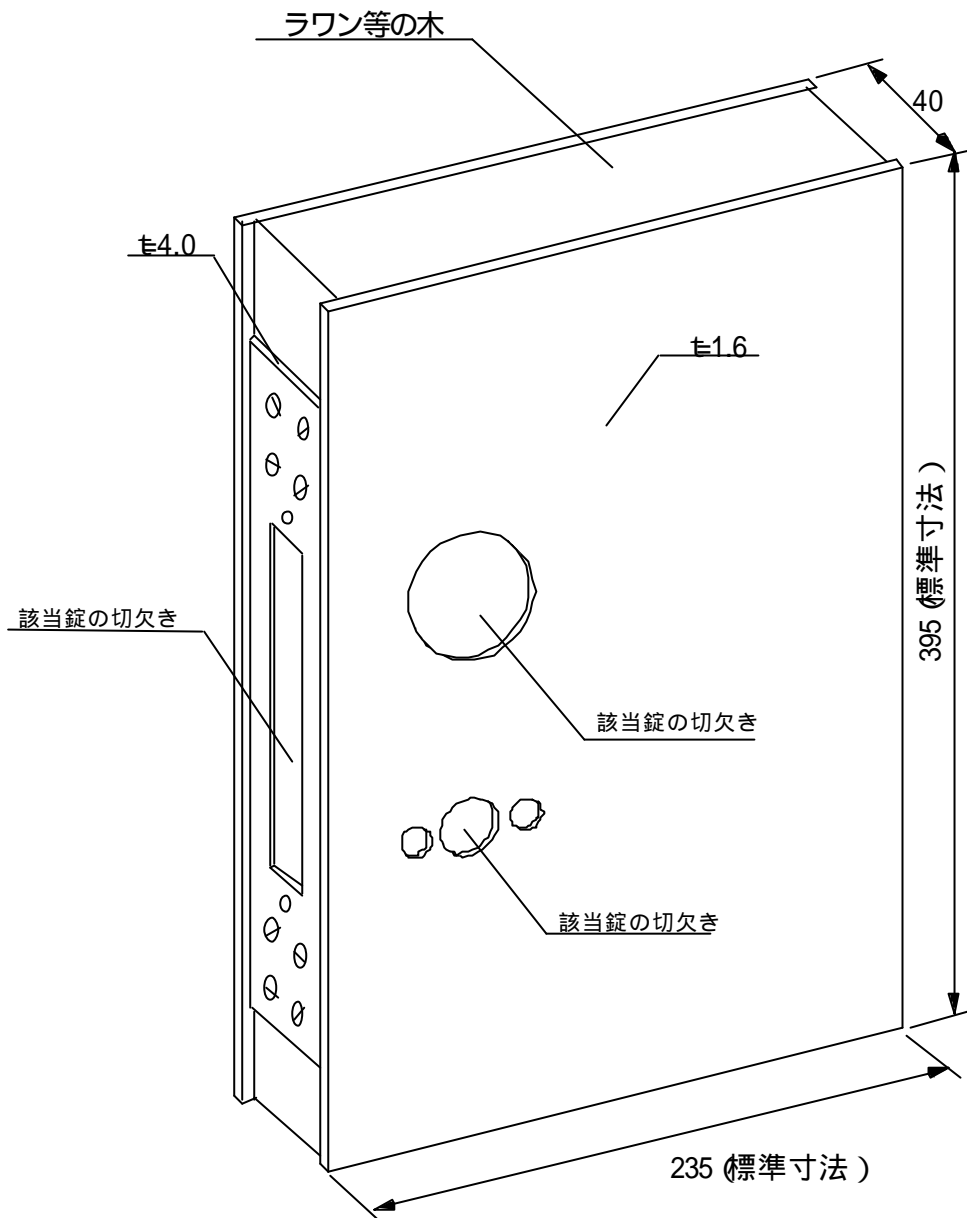
試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た申請者の試験所

その他試験委員会が認めた試験会場

5 試験の種類、試験体の準備

- 5.1 第1系列の試験は、特殊技能試験員が行う試験項目で、破壊を伴わずに解錠する侵入手口であるピッキング、インプレッション、カム送り解錠、ロッキングバー回し、合鍵使用(タンブラーの読み取り)及びサムターン回しについて行い、すべてに合格したものを第1系列に合格した錠部品とする。
- 5.2 第2系列の試験は、第1系列に合格した錠部品を対象に一般試験員が行う試験項目で、破壊により錠を解錠する侵入手口である鍵穴壊し、シリンダー打ち抜き、シリンダー引き抜き及びデッドボルト・鎌の切断について行い、すべてに合格したものを第2系列に合格した錠部品とする。
- 5.3 第3系列の試験は、第2系列に合格した錠部品を対象に一般試験員が行う試験項目で、錠をドアに取り付けた状態で錠部分を破壊することによる侵入手口であるドア錠こじ破り及び受け座壊しについて行い、すべてに合格したものを防犯性能の高い錠部品とする。
- 5.4 第1系列の試験のうちサムターン解錠試験及び第2系列の試験は、錠を試験台(下図に示すドア厚40mmの鋼製ドア(表面板 $t=1.6\text{mm}$)と同一の構造を有するものとする。以下同じ。)に取り付けた状態で行うものとする。



6 試験方法

6.1 第1系列の試験

特殊技能試験員の特殊技能の判定については、工業会が用意する錠2体について、適当な道具を用いて5分未満でピッキングによる解錠を行うことができるかどうかにより行う。

第1系列の試験を行うに際しては、6名の特殊技能試験員（うち3名は、錠の構造について特に高度な知識を有するとして試験委員会が認めた者とする事ができる。）に試験体1組と、構造の解る図面を試験実施1ヶ月前までに配布する。

なお、以下の試験を行う前に、試験体の配布を受けた特殊技能試験員が評価会議を開催し、いずれの特殊技能試験員も以下に定める手口による解錠に要する時間が5分以上かかると判断した試験体については、試験指導員の意見を聴きながら、試験を実施せずに合格とす

ることができる。この場合において、特殊技能試験員のうち3名については、試験体を3組配付し、評価会議の開催までに以下に定める手口により実際に解錠を試み、その結果を評価会議に報告するものとし、評価会議の判定はこの結果報告を踏まえて行うものとする。

耐ピッキング性能試験 (侵入手口 :ピッキング)

それぞれかぎ違いである3個の試験体について、3名の特殊技能試験員が、1個について3回ずつピッキングを行い、解錠するまでの時間を計測し、最も短いもの(最も短いものと次に短いものとの差が5分以上であるときは、次に短いもの)が5分を超えるとき、合格とする。この場合において、試験を行う時間は15分を超えないものとする。

耐インプレッション性能試験 (侵入手口 :インプレッション)

3個のシリンダー(それぞれ鍵違いとする。)について、3名の特殊技能試験員が、1個について3回ずつ合計9回、試験委員会が指定する適当な道具を用いてインプレッションを行い、5分未満で解錠したものが一つもないとき合格とする。ただし、各試行ごとに新しいブランキーなどを用いること。

バイパス解錠試験 (侵入手口 :カム送り解錠、ロッキングバー回し)

1個の試験体について、3名の特殊技能試験員が、試験委員会が指定する適当な道具を用いて錠ケース内部の操作を試み、5分未満で解錠できたものが一つもないとき、合格とする。

耐読み取り性能試験 (侵入手口 :合鍵使用)

3個のシリンダー(それぞれ鍵違いとする。)について、3名の特殊技能試験員が、1個について3回ずつ合計9回、タンブラーの読み取りを行い、5分未満で合鍵の情報を指摘できたものが一つもないとき合格とする。

サムターン解錠試験 (侵入手口 :サムターン回し)

試験台に取り付けた1個の試験体について、3名の特殊技能試験員が、試験委員会が指定する適当な道具を用いてサムターンの操作を試み、5分未満でサムターンを回転させて解錠できたものが一つもないとき、合格とする。この場合において、試験台には電動工具を用いて 10の穴2個以内を任意の位置に開けることができるものとし、穴を開けるための時間は試験時間に含まないものとする。

6.2 第2系列の試験方法

この試験は、第1系列の試験に合格した試験体に対し一般試験員が行う試験である。

試験の際に発生する音量については、攻撃の際に90db以上の音量が発生しないよう配慮する。

ドリリング試験 (侵入手口 :鍵穴壊し)

試験台に取り付けた1個の試験体について、3名の試験員が、試験委員会が指定する携帯型電動工具にホールソー等を取り付けてシリンダー等を攻撃して開錠するまでの時間を計測し、最も短いものが5分を超えるとき、合格とする。この場合において、試験を行う時間

は15分を超えないものとする。ただし、シリンダーを攻撃するホールソーのシリンダー用軸は、申請者が用意すること。

シリンダーのもぎ取り (侵入手口 :シリンダー打ち抜き、シリンダー引き抜き)

3名の試験員が、錠を試験台に取り付けた状態で、それぞれ試験体1体について、試験委員会の指定する工具を用いてシリンダーのもぎ取りを行い、いずれも5分未満で解錠できなければ合格とする。

シリンダープラグの引き抜き (侵入手口 :鍵穴壊し、シリンダーの引き抜き)

3名の試験員が、錠を試験台に取り付けた状態で、それぞれ試験体1体について、試験委員会の指定する工具を用いてシリンダー又はシリンダープラグを引き抜き、マイナスドライバーを用いて解錠を試み、いずれも分未満で解錠できなければ合格とする。

シリンダープラグの捻り (侵入手口 :鍵穴壊し)

試験体3体について、申請者は以下の手順の試験を実施し、いずれも解錠しないことを試験報告書で提出した場合に、合格とする。

- (a) 錠セットを通常の取付方法に従って試験台に取り付ける。
- (b) 鍵穴に材質SK材相当 (焼き入れ焼き戻し処理、HRC60以上)のブランキーを挿入し、プラグに徐々にトルクを加え解錠するか否かを調べる。
- (c) プラグが回転する前にブランキーが破断した場合は、解錠しないと判断すること。

デッドボルトの切断 (侵入手口 :デッドボルト・鎌の切断)

試験体3体について、申請者は以下の手順の試験を実施し、分未満でデッドボルト又は鎌の切断面積が元の断面積の1/2以下であることを試験報告書で提出した場合に、合格とする。

- (a) 金鋸に22Nの荷重をかけ、デッドボルトの切断試験を行う。
- (b) 錠フロントと平行かつフロントから1.6mm以内のこぎりと荷重を加えなければならない。
- (c) 動かす速度は、 $0.51\text{m/s} \pm 0.05\text{m/s}$ とする。

携帯型ガスバーナー試験

この試験は、試験体のシリンダーの主要部品が、亜鉛合金などの低融点金属又は樹脂製の場合に限り実施する。

3名の試験員が、錠を試験台に取り付けた状態で、それぞれ試験体1体について、携帯型ガスバーナーで試験体の任意の部位を加熱溶解すること又は加熱後取り除くことによって解錠を試み、いずれも分未満で解錠できなければ合格とする。

6.3 第3系列の試験

この試験は、第2系列の試験に合格した試験体に対し一般試験員が行う試験である。

試験体1体について、所定の試験用架台に、工業会が指定する標準ドア及び標準枠に試験体を取り付け、ボールを用いたドア錠こじ破り及び受け座壊しを試み、いずれもドアが開くまでの実働時間が5分以上の場合を合格とする。

なお、平成15年9月4日に実施した予備実験において、別に定める標準ドア・標準枠と組み合わせた、開き扉の彫込錠・面付錠(20mm以上の出寸法を有するデッドボルト又は鎌付きデッドボルトを備えるものに限る。以下この項において同じ。)、引戸錠において、JLMA-A2001-2の「外力に対する性能」のグレードB以上の強度性能を持つ錠について、5分以上ドアが開く状態とならなかったことから、開き扉の彫込錠・面付錠、引戸錠において、JLMA-A2001-2の「外力に対する性能」のグレードB以上の強度性能を持つ錠については、第3系列の試験については合格とみなす。

上記の性能を有することを示すために、申請者は試験結果報告書を申請時に提出すること。

6.4 1ドア2ロックセットの特例

1ドア2ロックセットについては、構成する錠を連続して試験を行い、

「6.1 第1系列の試験」及び「6.2 第2系列の試験(デッドボルトの切断を除く。)」については、構成する錠のうち1個以上が解錠しなかったとき(同一の錠を2個使用している場合にあっては、3分経過の時点で1個が解錠しなかったとき)

「6.2 デッドボルト」の切断については、すべてのデッドボルト又は鎌の切断面積の合計が元の断面積の合計の1/2以下であるとき

それぞれの試験に合格したものとし、「6.3 第3系列の試験」については、別に定める「建具の防犯性能の試験に関する細則」に従って、別途試験を実施することとする。

7 再試験

試験結果が不合格の場合、その原因を改善した旨を添えて受験者が再試験を申し込み、試験委員会が認めた場合は、原則1回に限り再試験を受けることができる。

8 試験費用

8.1 試験の手数料は、錠は10万円、シリンダーは8万円、サムターンは5万円とし、受験申し込みの際に、工業会に納付しなければならない。

8.2 試験に際して実費を要したときは、その額を限度として徴収することができる。

建具の防犯性能の試験に関する細則 (平成16年基準)

1 一般事項

1.1 適用範囲

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 (以下「会議」という。)が定める「建物部品の防犯性能の試験に関する規則」(以下「規則」という。)において、

サッシ

ドア (ガラスドアは全般を対象とし、それ以外のドアにあつては主に3階建以下の低層住宅用として供給されるもの (以下「ドア (A種)」という。)に限る。)

引戸

から までと併用する雨戸及び面格子

(以上を総称して、以下「建具」という)の防犯性能試験 (以下「試験」という)について規定する。

- (1) ドア及び引戸に装着する錠は、別途定める「錠、シリンダー及びサムターンの防犯性能の試験に関する細則」に基づいて行う試験に合格した錠を使用していることを前提として、錠そのものに関する試験は行わないこととする。
- (2) ドア及び引戸に装着する錠のうち少なくとも箇所は、戸に穴をあけて手を差し込んでサムターンを操作することが不可能な仕様のものを使用していることを前提として、ドリル及び金切鋏等の工具を用いて錠の近傍に穴をあけてサムターンを操作する試験は行わないこととする。
- (3) サッシ、ドア及び引戸に装填するガラスは、別途定める「ガラスの防犯性能の試験に関する細則」に基づいて行う試験に合格したガラス又は「ウィンドウフィルムの防犯性能の試験に関する細則」に基づいて行う試験に合格したウィンドウフィルムを貼付したガラスを使用していることを前提として、ガラスそのものに関する試験は行わないこととする。
- (4) はめ殺し形式 (サッシのほかドア及び引戸のはめ殺し形式の袖部分等を含む。)は、別途定める「ガラスの防犯性能の試験に関する細則」に基づいて行う試験に合格したガラス又は「ウィンドウフィルムの防犯性能の試験に関する細則」に基づいて行う試験に合格したウィンドウフィルムを貼付したガラスを使用していることを前提として、その構造・仕様にかかわらず侵入防止に有効であるものとみなす。
- (5) 上記(1)から(4)までにおいて、それぞれの仕様の錠又はガラスを使用できないものについては、試験を受けることができない。
- (6) 開閉機構を有するサッシ及びドアで、枠内法寸法を次の から に示す大きさのブロックのいずれも通過が不可能な設定としたものは、その構造・仕様にかかわらず侵入防止に有効であるとみなす。

400mm × 250mmの長方形

400mm×300mmの楕円形

直径が350mmの円

- (7) ドア(A種)又は引戸に設置する採光ガラス部分で、ガラスの見えがかり寸法を(6)から示す大きさのブロックのいずれも通過が不可能な設定としたものについては、装填するガラスの仕様は問わない。
- (8) 本細則に基づいて所要の侵入抵抗性能を有することが確認された部品同士を方立及び無目を用いて連窓、段窓するサッシ(出窓を含む)、ドア及び引戸は、所要の侵入抵抗性能を有するものとみなす。

1.2 運用

(1) 個別試験又は合同試験に基づく運用

受験者からの個別の建物部品の申請に対し、個別又は合同で試験を実施し、その結果に基づいて運用するもの。

(2) 通則的運用

社団法人日本サッシ協会(以下「協会」という)が既往の予察試験結果等及び知見に基づいて別途策定する、「防犯性能の高いサッシ等の構造・仕様に関する基準書」(以下「仕様書」という)及び11に定める手順に基づいて運用するもの。

2 受験手続

2.1 申請

受験を希望する者は、別途定める受験申込書及び必要な書類を添えて、協会に申し込むものとする。なお、協会が申込みを受理しなかった場合、その他協会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局(警察庁生活安全局生活安全企画課)に対し、申し出ることができる。

2.2 合同試験の実施

(1) 合同試験の実施判断

協会は、試験の申込みがあった試験体の構造・仕様の面からみてほぼ同等の防犯性能を有することが見込まれる申請が3件以上ある場合には、申請者全員の合意のもとに、個別試験に代えて合同試験を行うことができることとする。

(2) 合同試験の実施

協会が合同試験を行うべきであると判断した場合は、試験委員会の承認のもとに次に示す条件に従って代表試験体は無作為抽出し、申請者全員に了解を得て当該試験体の供給者に試験体を提供すべき旨を通告する。

- ・申請件数が、3以上10以下の場合...2体
- ・申請件数が、10を超える場合...5件につき1体以上の割合

合同試験の実施は、4から7に規定するところから従って試験を行う。

2.3 申請時に提出する書類等

申請時に提出する書類等は、以下のとおりとする。

受験申込書

委任状

試験体構造・仕様説明図

試験体納まり図

カタログ等、当該部品の規格サイズバリエーションを示す資料

2.4 受験資格 (申請をすることができる開閉形式の種類)

申請をすることができる開閉形式の種類は、別添「試験計画書」に規定する範囲に限る。

3 試験員

試験員は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

4 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た(社)日本サッシ協会又は(社)日本シャッター・ドア協会の会員会社試験所

受験者の申出による上記以外の試験所で、試験委員会の承認を得た試験所

5 試験体の準備、設置

試験体の準備・設置は、別に定める「建具の人為的侵入抵抗性試験基準」(以下「試験基準」という。)による。

6 試験方法

試験項目及び試験実施概要は、別添「試験計画書」による。試験方法の詳細は、試験基準による。なお、試験基準は会議及び協会がそれぞれ1部ずつ保管し、他には公開しないこととする。

7 試験結果の判定方法

7.1 個別試験の判定

判定は、次の各号のいずれかによる。

当該建物部品単独で、試験基準において品目別に定めるすべての試験項目に対して、攻撃の開始から人体が通過可能な状態になるまでの時間(以下、「抵抗時間」といふ)が5分以上であるものは、当該建物部品単独で試験に合格したものとする。

当該建物部品に面格子等その部品固有の補助部品を併用して、試験基準において品目別に定めるすべての試験項目に対して抵抗時間が5分以上であるものは、固有の補助部品の併用を条件として試験に合格したものとする。

当該建物部品が、又は を満たさないサッシ、ドア又は引戸で、試験基準において品目別に定めるすべての試験項目に対して抵抗時間が3分以上であるものは、試験基準において品目別に定めるすべての試験項目に対して抵抗時間が2分以上であるものとして公表される他の建物部品(11.7及び11.8の規定に基づいて公表されるものを含む。)、又は「窓シャッターの防犯性能の試験に関する細則」の定めによりサッシ、ドア又は引戸への攻撃に移行できる状態に至るまでの時間が2分以上であるものとして公表される窓シャッターとの併用を条件として試験に合格したものとする。

当該建物部品が 又は を満たさない雨戸又は面格子で、試験基準において品目別に定めるすべての試験項目に対して、サッシ、ドア又は引戸への攻撃に移行できる状態に至るまでの時間が2分以上であるものは、試験基準において品目別に定めるすべての試験項目に対して抵抗時間が3分以上であるものとして公表されるサッシ、ドア又は引戸(11.7及び11.8の規定に基づいて公表されるものを含む)との併用を条件として試験に合格したものとする。

7.2 合同試験の判定

合同試験の判定基準は、7.1による。また、代表試験体のすべての合格をもって申請部品すべてが合格したものとみなす。

なお、代表試験体のうち3分の2が合格し、不合格となった試験体の所要抵抗時間(又はサッシ、ドア若しくは引戸への攻撃に移行できる状態に至るまでの所要とする時間)に満たない時間が1分以下であった場合には、受験者の希望に応じて、不合格となった試験体と同種の新たな試験体をもって同日に再度試験を行うことができることとする。その結果合格した場合には、初回の試験結果にかかわらず代表試験体のすべてを合格扱いとする。

8 再試験

試験結果が不合格の場合、所要抵抗時間に満たない時間が1分以下の場合に限り、その原因を改善した旨を添えて受験者が再試験を申し込み、試験委員会が認めた場合は、原則1回に限り再試験を受けることができる。

9 試験報告書

- (1) 試験報告書は、協会又は試験機関が3部作成し、1部は試験委員会に、1部は申請者に提出することとし、残る1部は協会が保管するものとする。
- (2) 試験報告書の記載すべき事項は試験基準に定める。

10 試験費用

- (1) 費用負担は規則第9条第1項の規定による。
- (2) 協会は、申請1件につき5万円を受験者より徴収することができるものとする。
- (3) 受験に際して、試験会場の設備等に実費を要したときは、その額を限度として協会が受験者より徴収することができるものとする。

11 通則的運用

11.1 仕様書案の策定

協会は、普遍性が高く、かつ複数の者が供給する建物部品間における構造・仕様の類似性が高いと判断される1に定める適用範囲に属する建物部品を特定し、予察試験結果及び既往の知見等に基づき、建物部品の品目ごとに規則に定める所要の防犯性能を満たすために必要とされる構造・仕様を規定する仕様書案を策定する。

11.2 仕様書案の規定に適合する建物部品登録申請の受付

- (1) 協会は、協会会員会社及びそれ以外で会議の趣旨に賛同し防犯性能の高い建物部品を供給しようとする者に対して仕様書案を公表し、仕様書案の規定に適合する建物部品の登録申請を受け付けることとする。
- (2) 仕様書案の公開方法、申請図書類及び受付期間等は別途定める。

11.3 仕様規定案への適合性審査

- (1) 協会は、申請があった建物部品の仕様規定案への適合性について審査を行うための会議体(以下、「審査部会」という)を設置する。
- (2) 審査部会は、学識経験者、警察関係者、第三者機関の有識者、協会関係者等により構成し、人選は試験委員会に報告する。
- (3) 審査部会は、申請者が提出した図書に記載されている内容を審査し、申請された建物部品の構造・仕様が仕様書案の規定事項に適合しているか否かを判定する。

11.4 仕様書案に適合する建物部品リストのとりまとめ及び不適合通知

- (1) 協会は、11.3の審査結果に基づき、仕様書案に適合する建物部品のリストをとりまとめて試験委員会に報告する。
- (2) 協会は、11.3の審査の結果仕様書案に適合しないと判定された建物部品について、不適合となる理由を記載した文書をもって申請者に通知する。

11.5 無作為抽出による性能検証試験の実施及び判定

- (1) 試験委員会は、協会と協議のうえで、11.4の定めに従って提出された建物部品リスト中から品目ごとに、11.5(2)に定める選定基準に従って性能検証試験を行うべき建物部品(以下「品目を代表する試験体」という)を抽出し、協会に対して試験委員会が指定する試験日に試験を行うことを通知する。
- (2) 性能検証試験に供すべき品目を代表する試験体の数は、試験基準において品目別に定

める試験項目に対してそれぞれ3体とし、提出された建物部品リスト中から無作為抽出することとする。

(3) 試験の準備及び実施方法は5及び6によることとし、試験体の製作等の諸準備は協会が行う

(4) 試験結果の判定は、7による。品目を代表する試験体のすべてが合格となった場合には、その品目に関する仕様書案の規定内容が妥当であり、かつ11.4に規定する建物部品リスト中の当該品目に登録されている建物部品のすべてが7のいずれかの防犯性能を満たしているものとみなす。

なお、品目を代表する試験体のうち3分の2が合格し、不合格となった試験体の所要抵抗時間(又はサッシ、ドア若しくは引戸への攻撃に移行できる状態に至るまでの所要とする時間)に満たない時間が1分以下であった場合には、不合格となった試験体と同種の新たな試験体をもって同日に再度試験を行うことができる。その結果合格となった場合には、初回の試験結果にかかわらず、品目を代表する試験体すべてが合格したこととする。

(5) 11.5にかかる費用は、すべて協会の負担とする。なお、協会は、会員以外の申請者に対して本件にかかる費用の按分負担を求めることができることとする。

11.6 試験結果に基づく仕様書案の見直し

協会は、11.5の結果不合格判定となった品目について、原則として1回に限り11.1から11.5までの行程を再実施することができることとする。

11.7 適合仕様の公表

(1) 協会は、11.1から11.6までの規定に従って策定した仕様書案を会議に提出することとする。

(2) 会議は、仕様書案の内容を審査し、11.5に規定する試験の結果等を勘案して妥当であると判断される場合には、11.7(1)の仕様書をもって防犯性能が高いと認める建物部品の仕様として公開することとする。

11.8 適合建物部品名の公表

(1) 協会は、11.1から11.7までの規定に従って性能検証が行われた品目ごとに建物部品リストを作成し会議に提出することとする。

(2) 会議は、11.5に規定する性能検証試験の結果等を勘案して妥当であると判断される場合には、11.8(1)の建物部品リストをもって防犯性能が高いと認める建物部品として公開することとする。

試験計画書

1)品目名 : ドア (A種)

対象とする開閉形式	実施試験項目	標準的な試験体の開閉形式及びサイズ等
・片開き ・親子開き ・両開き	ドア錠こじ破り(受座壊し) 切り破り(侵入)	片開き (0820サイズ程度のもの)×2

1 以下のいずれかの構造・仕様に該当する戸の場合には、切り破り(侵入)試験を省略することとする。

イ) 屋外側表面がアルミニウム押出形材製のもの

ロ) 木質材料製のもの

ハ) 表裏に鋼板、ステンレス板又はアルミニウム板を用い、その中間に発泡プラスチック系断熱材を充填した両面フラッシュ構造のもの

ニ) 試験基準書に定める箇所に鋼製、ステンレス製、アルミニウム押出形材製又は木製の芯材を配置している両面フラッシュ構造のもの

2)品目名 : ガラスドア

対象とする開閉形式	実施試験項目	標準的な試験体の開閉形式及びサイズ等
・片開き	ドア錠こじ破り(受座壊し)	片開き (0820サイズ程度のもの)×1

2 上げ下げ内蔵ドアは 3)による。

3)品目名 : 上げ下げ内蔵ドア

対象とする開閉形式	実施試験項目	標準的な試験体の開閉形式及びサイズ等
・片開き	ドア錠こじ破り(受座壊し) 格子破り及び上げ下げ部 締まり金物破り(こじ破り)	片開き (0820サイズ程度のもの)×2 ³⁾

3 格子及び取り付け部の構造・仕様が異なるものはその種別ごとに試験を行う

4)品目名 :引戸

対象とする開閉形式	実施試験項目	標準的な試験体の開閉形式及びサイズ等
・引違い ・片引き ・両引き	[非破壊]錠外し [非破壊]戸外し 錠破り[面内方向] 錠破り[面外方向] 切り破り(侵入) ⁴	引違い(1720サイズ程度のもの)×2

4 以下のいずれかの構造・仕様に該当する戸の場合には、切り破り(侵入)試験を省略することとする。

- イ) ガラス戸形式のもの
- ロ) 屋外側表面がアルミニウム押出型材製のもの
- ハ) 木質材料製のもの
- ニ) 表裏に鋼板、ステンレス板又はアルミニウム板を用い、その中間に発泡プラスチック系断熱材を充填した両面フラッシュ構造のもの
- ホ) 試験基準書に定める箇所に鋼製、ステンレス製、アルミニウム押出型材製又は木製の芯材を配置している両面フラッシュ構造のもの

5)品目名 :引き形式のサッシ

対象とする開閉形式	実施試験項目	標準的な試験体の開閉形式及びサイズ等
・引違い ・片引き ・両引き	[非破壊]クレセント(錠)外し [非破壊]戸外し クレセント(錠)破り[面内方向] クレセント(錠)破り[面外方向]	引違い(1720サイズ程度のもの)×2

6)品目名 :開き形式のサッシ

対象とする開閉形式	実施試験項目	標準的な試験体の開閉形式及びサイズ等
・開き ・テラスドア ・たてすべり出し ・横すべり出し ・突き出し	締まり金物破り(こじ破り)	開き又はたてすべり出し (0613サイズ程度のもの)×1 ⁵ 横すべり出し又は突き出し (0606サイズ程度のもの)×1 ⁵

5 同じ開閉形式であっても締まり機構が異なる場合は、その種別ごとに試験を行う。

7)品目名 :上げ下げ形式のサッシ

対象とする開閉形式	実施試験項目	標準的な試験体の開閉形式及びサイズ等
・片上げ下げ ・両上げ下げ	締まり金物破り(こじ破り)	片上げ下げ又は両上げ下げ。 (0612サイズ程度のもの)

6 締まり機構が異なる場合は、その種別ごとに試験を行う

8)品目名 :雨戸

対象とする開閉形式	実施試験項目	標準的な試験体の開閉形式及びサイズ等
・(横引き)雨戸	[非破壊]戸板外し 雨戸錠破り(こじ破り) 切り破り開錠、 切り破り(侵入)。	支持枠及び戸袋付き 7、8 × 1 (1720サイズ程度のもの)

7 支持枠(上下枠、戸当り)と戸袋をセットとしたものに限る。錠機構が同じであれば、サッシ枠を含むものかであるか支持枠と戸袋のみのセットであるかは問わない

8 受験者がサッシとのセットでの判定(7.1)を希望する場合には、表中の試験、試験のそれぞれにおいて、雨戸への攻撃からサッシへの攻撃までを連続して行い、人の侵入が可能になるまでの抵抗時間をもって評価することができることとする。その場合の試験実施方法の詳細は、都度試験指導員に判断を仰ぐ。

9 屋外側表面がアルミニウム押出形材製のもの又は表裏に鋼板、ステンレス板若しくはアルミニウム板を用い、その中間に発泡プラスチック系断熱材を充填した両面フラッシュ構造の戸板の場合には、切り破り開錠試験及び切り破り試験を省略することとする。

9)品目名 :面格子

対象とする開閉形式	実施試験項目	標準的な試験体の開閉形式及びサイズ等
・面格子	格子外し 格子切断 ¹⁰ 取り付け部破壊	内側にサッシをセットしたもの×3 ^{10 11} (1712サイズ程度のもの)

10 通常は製品仕様に応じて破壊範囲を定めるために用い、サッシの破壊は行わない。ただし、受験者がサッシとのセットでの判定(7.1)を希望する場合には、表中の試験から試験のそれぞれにおいて、面格子への攻撃からサッシへの攻撃までを連続して行い、人の侵入が可能になるまでの抵抗時間をもって評価することができることとする。その場合の試験実施方法の詳細は、都度試験指導員に判断を仰ぐ。

11 受験者がサッシの供給を行っていない場合には、協会が試験に必要なサッシの調達を行う。これにかかる費用はすべて受験者の負担とする。

12 格子が細い断面のもの(詳細は試験基準に規定)に適用する。

付 　： 防犯性能の高いサッシ等の構造 仕様に関する基準書 (概要版)

(平成16年3月22日)

1. 適用範囲 この基準書は、建具の防犯性能の試験に関する細則 (防犯性の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議) (以下、細則という) の通則的運用の規定に定める品目について、予察試験結果及び既往の知見等に基づき、防犯性能を満たすために最低限必要と考えられる構造 仕様について規定する。

2. 用語 本基準書では、用語を以下のように定める。

攻 撃 　： 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が定める各種手口による開扉攻撃等のことをいう。

防犯上有効な主錠 　： 戸と戸、又は戸と枠を拘束する締り金物のうち、こじ破りの手口による破壊的開扉を防止するもの。以下、単に「主錠」という

補 助 錠 　： 戸と戸、又は戸と枠を拘束する締り金物のうち、主錠以外に取り付けられるもの。

鎌 形 式 錠 　： 戸と枠を拘束する締り金物で、面内方向に対しても防犯上有効な拘束力を有するもの。

引張り破壊強度・圧縮破壊強度 　： 「JIS A 5545サッシ用金物」に規定する強さ試験に準じた試験を実施し、破壊に至るまでの最大強度。

柔 構 造 　： 部材のたわみ等により 工具の力点が働かない構造

テラスドア 　： 室外側にシリンダーを設けないガラスドア仕様のもの。

ドア A 種 　： 主に3階建以下の低層住宅用として供給されるドアで、屋外側からも施開錠操作できる構造のドア。

ガラスドア 　： 主として勝手口等に使用されるもので、室外からも施開錠操作できる構造のドア。扉の部分が枠だけで構成されたドアで主としてガラスをはめ込んで使用する。

ロック付きクレセント 　： クレセントにおいて、戸と拘束する部分の回転を防止する機能をもったもの。

外 れ 止 め 　： 障子が枠から外れないようにサッシの上部又は下部に取付けた部品。

連 動 締 り 　： ハンドルを回すことによりハンドルにセットした金具で上もしくは下、又は上下に連動するロッドが押し付けや引き寄せをする装置。

グレモン締り 　： ドアの上枠、下枠にデッドボルトを突き出して施錠するタイプで横方向にもデッドボルトを有し上中下三点締りとして作動するもの。なお、グレモン錠ともいう。

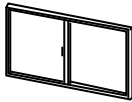

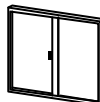

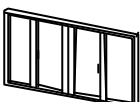
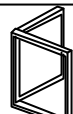




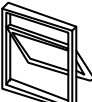

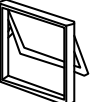


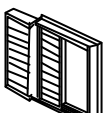

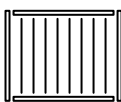
雨戸における戸箱タイプ・戸皿タイプ 　： 雨戸の戸を収納する部分において屋外側が面材で覆われているものを戸箱タイプ、覆われていないものを戸皿タイプという。

面格子におけるサッシ付け型 　： 面格子のうち、サッシに装着されるもので、サッシと一体のタイプ、サッシに後付けるタイプがある。

3. 種類

3.1 本基準書で規定する品目、開閉形式は以下のとおりとする。

表1 建具の開閉形式

品目名	対象とする開閉形式	姿図	品目名	対象とする開閉形式	姿図
引き形式のサッシ	引違い		ドア(A種)	片開き	
	片引き			親子開き 両開き	
	両引き (引分け)		ガラスドア	片開き	
開き形式のサッシ	開き (テラスドアを含む)		上げ下げ 内蔵ドア	片開き	
	たてすべり出し		引戸	引違い	
	横すべり出し			片引き	
	突き出し			両引き (引分け)	
上げ下げ形式のサッシ	片上げ下げ		雨戸	(横引き) 雨戸	
	両上げ下げ		面格子	窓用面格子	

引き形式のサッシにおいては、中棧付きのものは含まない。

図は代表例を示す。

3.2 開閉形式の組合わせ 細則に基づいて、所要の侵入抵抗性能を有することが確認された開閉形式は、方立及び無目等を用いて組合わせることができる。

4. 構造

4.1 共通事項

4.1.1 本基準書に定める建具の基本構造及び材質は、次項以降の規定によるものとする。

4.1.2 ドア及び引戸に装着する錠は、別途定める錠、シリンダー及びサムターンの防犯性能の試験に関する細則」に基づいて行う試験に合格した錠を使用する。なお、そのうちの少なくとも箇所は、戸に穴をあけて手を差し込んでサムターンを操作することが不可能な仕様のものを使用していること。

4.1.3 サッシ、ドア及び引戸に装填するガラスは別途定める「ガラスの防犯性能の試験に関する細則」又は「ウィンドウフィルムの防犯性能の試験に関する細則」に基づいて行う試験に合格したガラス又はウィンドウフィルム(以下、ガラスという。)を使用する。

4.1.4 ドア(A種)の本体及びその他のサッシ、ドア、引戸においてガラスの代わりにパネル類を用いる場合は、次の各号に定める構造・仕様のいずれかとする。

- (1) 鋼製又はステンレス鋼製で板厚1.5mm以上のもの、又はアルミニウム板製で板厚2.0mm以上のもの
- (2) 屋外側表面がアルミニウム押出型材製のもの
- (3) 木質材料製のもの
- (4) 表裏に鋼板、ステンレス板又はアルミニウム板を用い、その中間に発泡プラスチック系断熱材を充填(樹脂板を表裏とも表面材に接着したものを含む。)した両面フラッシュ構造のもの。
- (5) 鋼製、ステンレス製、アルミニウム押出型材製又は木製の芯材を配置している両面フラッシュ構造のもの

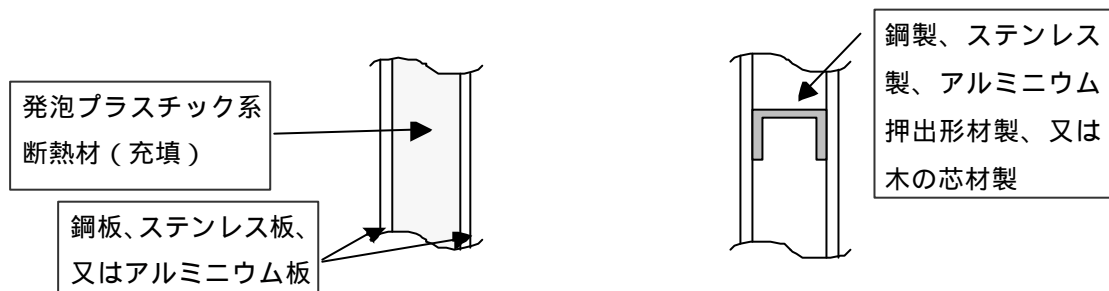


図1 両面フラッシュ構造の例

4.1.5 はめ殺し形式(サッシのほかドア及び引戸のはめ殺し形式の袖部分等を含む。)は、4.1.3に定めるガラスを使用していることを前提として、その構造・仕様にかかわらず侵入防止に有効であるとみなす。

4.1.6 開閉機構を有するサッシ及びドアで、枠内法寸法(枠有効開口寸法が枠内法寸法より小さい場合は、枠有効開口寸法に代えることができる。)を次の(1)から(3)に示す大きさのブロックのいずれも通過が不可能な設定としたものは、その構造・仕様にかかわらず侵入防止に有効であるとみなす。

- (1) 400mm×250mmの長方形
- (2) 400mm×300mmの楕円形
- (3) 直径が350mmの円

4.2 引き形式のサッシの構造 引き形式のサッシについて、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造 仕様を以下に規定する。

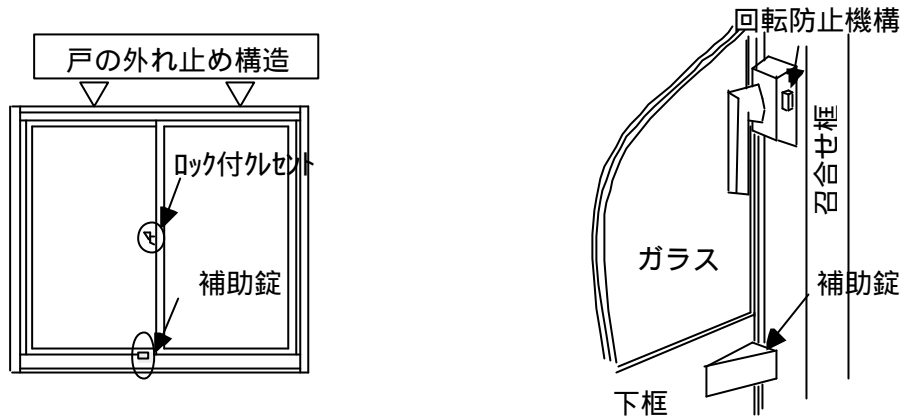


図2 引き形式のサッシの構造例

- 4.2.1 戸と戸、又は戸と枠の拘束は2点拘束とし、戸2枚毎にロック付クレセント及び補助錠各1個を装着する。ただし、ロック付クレセントは連動締りに、補助錠は第2クレセント(ロック付の有無は問わない)に代用することができる。
- 4.2.2 召合せ部は、煙返しの設置等により攻撃に十分耐える構造 仕様とする。
- 4.2.3 拘束する締め金物の構造 仕様は、攻撃に十分耐えるものとする。
- 4.2.4 外れ止めが装備されている等、攻撃に対して戸がはずれにくい構造とする。
- 4.2.5 4.2.1から4.2.4に掲げる構造 仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造 仕様のもものは、これらと同等以上の防犯性能を有する構造 仕様であるとみなす。

4.3 開き形式のサッシの構造 開き形式のサッシについて、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造 仕様を以下に規定する。

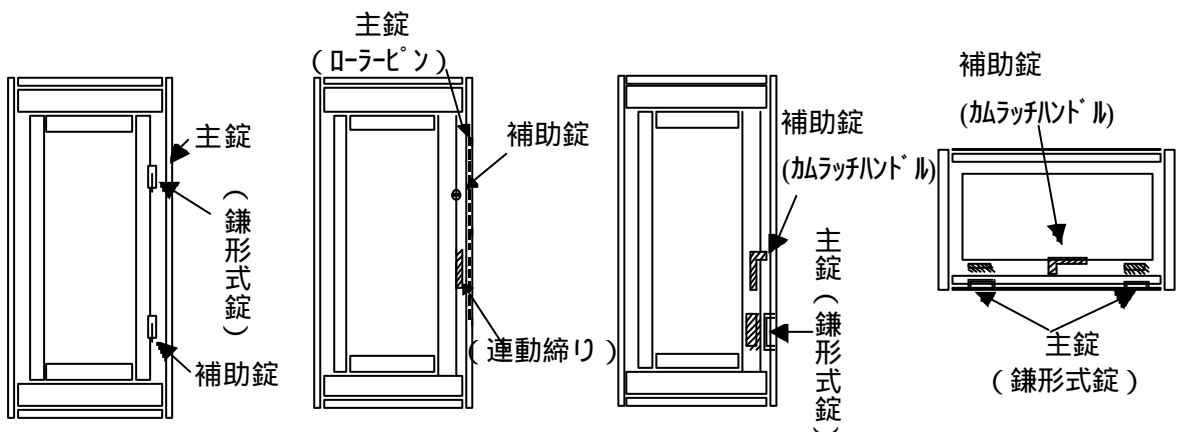


図3 開き形式のサッシの構造例

- 4.3.1 主錠と補助錠での2点以上の拘束とし、各々の締め金物は独立して開錠する構造とする。
- 4.3.2 戸と枠を拘束する締め金物は次の各号のいずれかによる。

- (1) 主錠 (鎌形式錠)及び補助錠 (カムラッチハンドル等)
- (2) 主錠 (鎌形式錠)及び主錠 (鎌形式錠)
- 4.3.3 主錠は、締め金物と受けとの間の面内方向の引張り荷重を拘束し、攻撃に十分耐える構造仕様とする。
- 4.3.4 補助錠は、カムラッチハンドル、サムターン及び戸を開放できない機能をもつ半開ロック式を含むものとし、その構造等については特に規定しない。なお、閉鎖状態を拘束できない調整器・オペレーター等は補助錠に含めない。
- 4.3.5 4.3.1から4.3.4に掲げる構造仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造仕様のものは、これらと同等以上の防犯性能を有する構造仕様であるとみなす。
- 4.4 上げ下げ形式のサッシの構造 上げ下げ形式のサッシについて、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造仕様を以下に規定する。

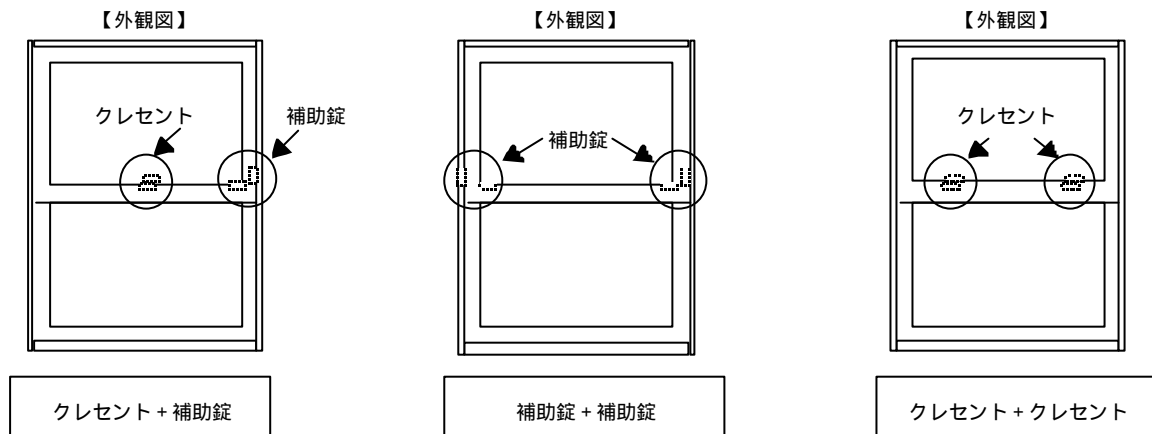


図4 上げ下げ形式のサッシの構造例

- 4.4.1 戸と戸、又は戸と枠を拘束する締め金物は、クレセント及び補助錠各1個、もしくはクレセント又は補助錠のいずれか2個を用いた2点拘束とするとともに、次の各号のいずれかの方法により攻撃に対する抵抗を有する構造とする。
- (1) 下枠と下框との間に工具が容易に挿入できない構造とする。
- (2) 下枠と下框との間に工具の力点が働かない柔構造とし、締め金物は攻撃に十分耐える構造仕様とする。
- 4.4.2 4.4.1に掲げる構造仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造仕様のものは、これらと同等以上の防犯性能を有する構造仕様であるとみなす。

4.5 ドア(A種)の構造 ドア(A種)について、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造仕様を以下に規定する。

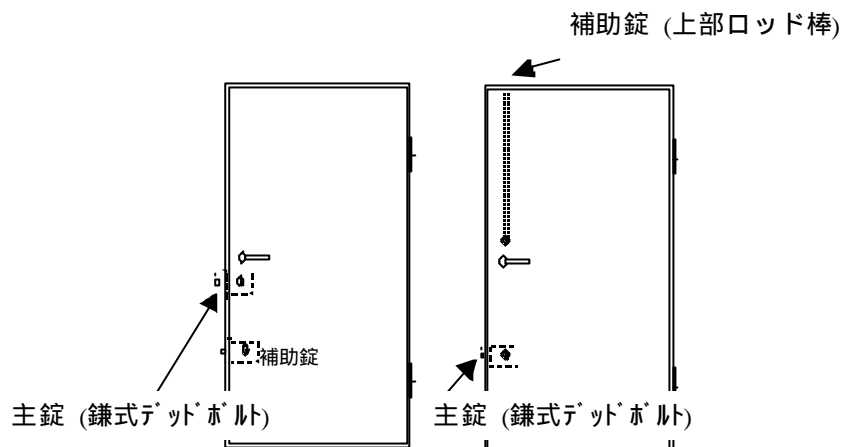


図5 ドア(A種)の構造例

4.5.1 戸と枠の拘束部は2点拘束とし、主錠(鎌式デッドボルト)及び補助錠(上部ロッド棒を含む。)の組合わせとする。

4.5.2 戸と枠の拘束部の構造仕様は、攻撃に十分耐えるものとする。

4.5.3 4.5.1から4.5.2に掲げる構造仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造仕様のものは、これらと同等以上の防犯性能を有する構造仕様であるとみなす。

4.6 ガラスドアの構造 ガラスドアについて、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造仕様を以下に規定する。

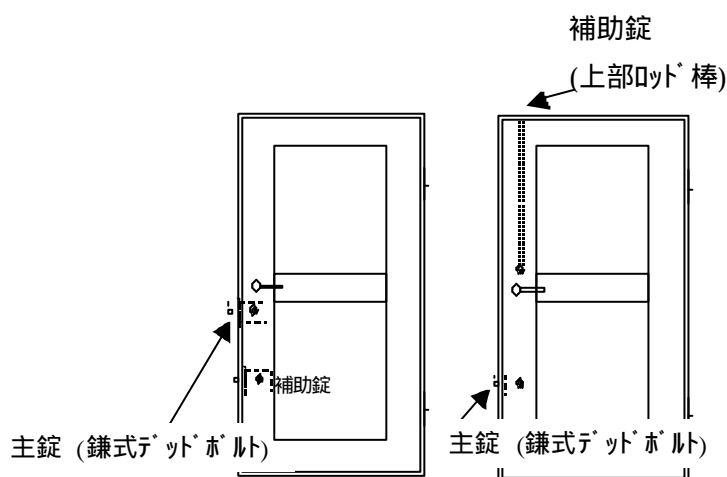


図6 ガラスドアの構造例

4.6.1 戸と枠の拘束部は2点拘束とし、主錠(鎌式デッドボルト)及び補助錠(上部ロッド棒を含む。)の組合わせとする。

4.6.2 戸と枠の拘束部の構造仕様は、攻撃に十分耐えるものとする。

4.6.3 4.6.1から4.6.2に掲げる構造仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと

同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造 仕様のもは、これらと同等以上の防犯性能を有する構造 仕様であるとみなす。

4.7 上げ下げ内蔵ドアの構造 勝手口等に用いる上げ下げ内蔵ドアについて、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造 仕様を以下に規定する。

4.7.1 扉本体の拘束部は2点拘束とし、主錠（鎌式デッドボルト）及び補助錠（上部ロッド棒を含む。）の組合わせとする。

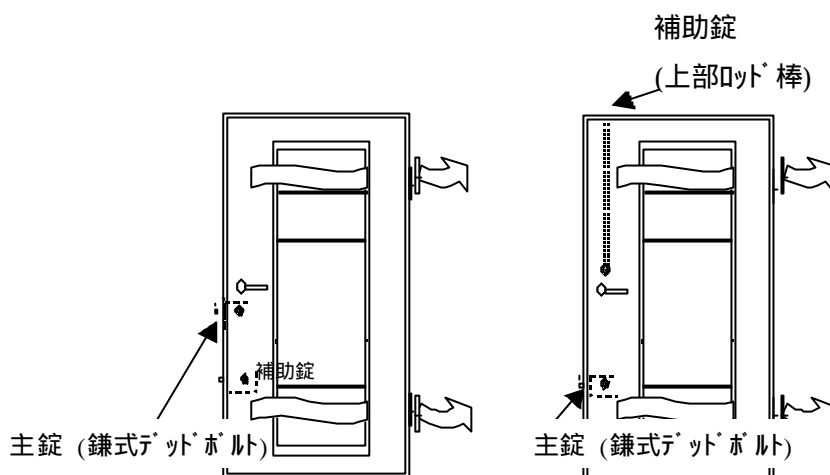


図7 - 1 上げ下げ内蔵ドア 扉本体の構造例

4.7.2 扉本体の拘束部の構造 仕様は、攻撃に十分耐えるものとする。

4.7.3 可動障子部の構造 仕様は、次の各号のいずれかによる構造 仕様とする。

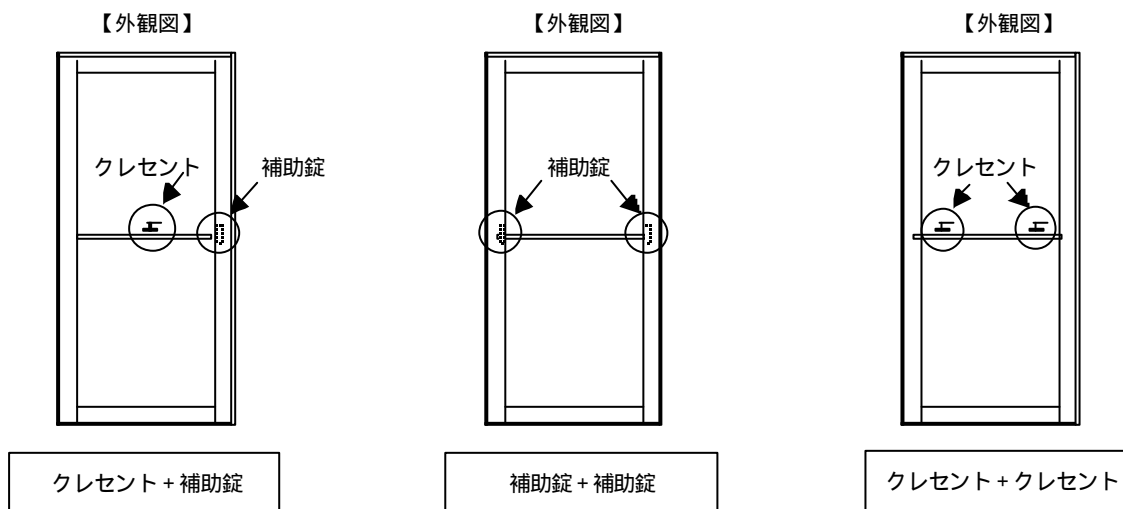


図7 - 2 上げ下げ内蔵ドア 可動障子部の構造例

(1) 可動障子部の構造により対処する方法

可動障子部の拘束は、クレセント及び補助錠各1個、もしくはクレセント又は補助錠のいずれか2個を用いた2点拘束とするとともに、次の(a)又は(b)のいずれかの方法により攻撃に対する抵抗性を有する構造とする。

- (a) 扉下框と可動障子部下框との間に工具が容易に挿入できない構造。
- (b) 扉下框と可動障子部下框との間に工具の力点が働かない柔構造とし、拘束する締め金物の強さは、攻撃に十分耐えるものとする。

② 可動障子部とパンチングパネル格子部の構造で対処する方法

可動障子部の拘束は、クレセント及び補助錠各1個、もしくはクレセント又は補助錠のいずれか2個を用いた2点拘束とするとともに、パンチングパネル格子を併設する。なお、拘束する締め金物の強さは、攻撃に十分耐えるものとする。

③ パンチングパネル格子部及び扉本体との連結部の構造により対処する方法

パンチングパネル格子部及び扉本体との連結部を強固なつくりとすることにより、この部分だけで攻撃に十分耐える構造としたもの。

4.7.4 4.7.1から4.7.3に掲げる構造 仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造 仕様の場合は、これらと同等以上の防犯性能を有する構造 仕様であるとみなす。

4.8 引戸の構造 玄関引戸について、5分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす構造 仕様を以下に規定する。

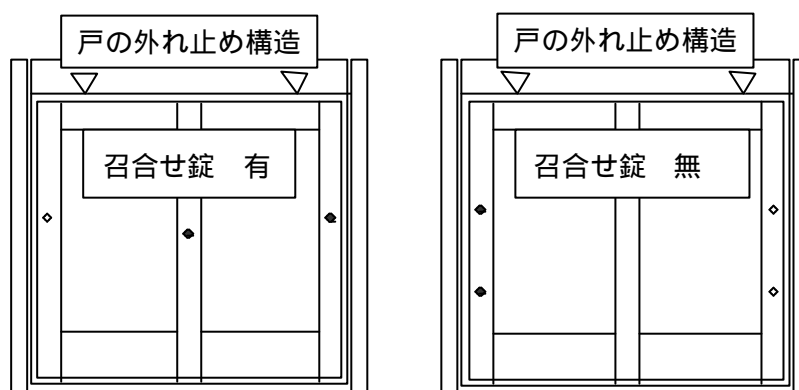


図8 引戸の構造例

4.8.1 障子は、外れ止め部品を装着する等により障子が外れない構造とする。召合せ框部は、攻撃に十分耐える構造 仕様とする。

4.8.2 戸と戸、又は戸と枠の拘束は2点拘束とし、戸1枚毎に鎌錠2個を装着する。

屋外側から施開錠操作できる錠は、4.1.2に規定する鎌錠とする。

4.8.3 鎌部、鎌受け部、鎌受けの裏板の材質は、攻撃に十分耐える構造 仕様とする。

4.8.4 4.8.1から4.8.3に掲げる構造 仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造 仕様の場合は、これらと同等以上の防犯性能を有する構造 仕様であるとみなす。

4.9 雨戸の構造

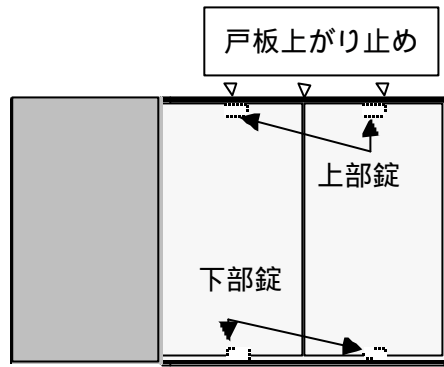


図9 雨戸の構造例

4.9.1 雨戸については、分間の侵入抵抗性能を有するとみなすものは、戸箱タイプに限り戸皿タイプは認めない。その構造・仕様を以下に規定する。ただし、木製の一筋枠のものは除く。

(1) 戸板は発泡プラスチック充填両面フラッシュ構造とし、攻撃に対して十分な曲げ強度を有するものとする。

(2) 戸板1枚ごとに上部錠及び下部錠を装着し、戸板の外れ止め構造を、戸板1枚毎及び突合せ部1箇所毎に併設したものとする。上部錠及び下部錠は、攻撃に十分耐える構造・仕様とする。

4.9.2 2分間の侵入抵抗性能を有するとみなすものは、戸箱タイプに限り戸皿タイプは認めない。その構造・仕様を以下に規定する。ただし、木製の一筋枠のものは除く。

戸板1枚ごとに上部錠及び下部錠を装着し、戸板の上がり止め構造を、戸板1枚毎及び突合せ部1箇所毎に併設したものとする。戸板の板厚及び上部錠、下部錠は、攻撃に十分耐える構造・仕様とする。

4.9.3 4.9.1から4.9.2に掲げる構造・仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造・仕様の場合は、これらと同等以上の防犯性能を有する構造・仕様であるとみなす。

4.10 面格子の構造 面格子について、5分間及び2分間の侵入抵抗性能を有するものとみなす仕様を、構造別に以下に規定する。

4.10.1 格子組の構造 格子組の構造は以下とし、格子部及びフレーム部は攻撃及び切断に十分耐える構造・仕様とする。

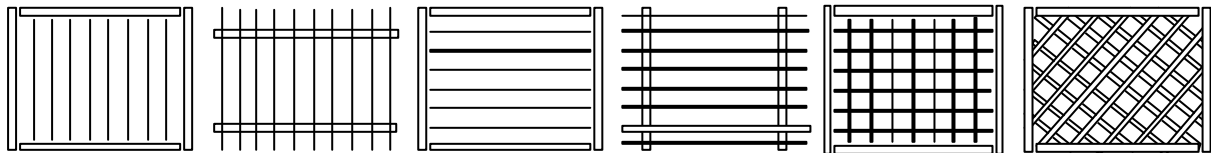


図10-1 面格子の格子組の例

(1) アルミニウム合金製たて格子組又は横格子組

(2) 鋼製又はステンレス鋼製たて格子組又は横格子組

(3) アルミニウム合金鋳物製たて格子組、横格子組、井桁組又はラチス組

(4) アルミニウム合金製井桁組又はラチス組

4.10.2 取付部の構造 取付部の構造は以下により 攻撃に十分耐える構造・仕様とする。

①) 面格子をサッシ枠に取付ける場合

フレームをサッシ枠に対して所定箇所数以上設置する等の方法により 強固に固定する構造とする。

- ・ 上下枠に固定する場合 各辺3箇所以上
- ・ 同上 (取付辺の長さ 1000mm) 各辺2箇所以上
- ・ たて枠に固定する場合 各辺3箇所以上
- ・ 同上 (取付辺の長さ 1000mm) 各辺2箇所以上



図 1 0 - 2 面格子をサッシ枠に取付ける場合の構造例

②) 面格子を躯体にブラケットにより取付ける場合

ブラケットを左右各2箇所又は上下各2箇所以上設置することにより、躯体に強固に固定する構造とする。

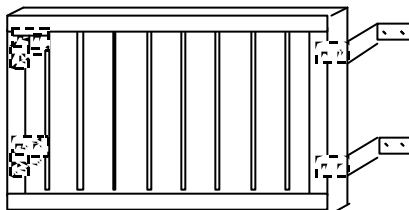


図 1 0 - 3 面格子を躯体にブラケットにより取付ける場合の構造例

4 .10 .3 4 .10 .1から4 .10 .2に掲げる構造・仕様以外のもので、客観的なデータ等により明らかにこれらと同等以上の防犯性能を有することが立証できる構造・仕様の場合は、これらと同等以上の防犯性能を有する構造・仕様であるとみなす。

5 . 品質管理 本基準に係る建物部品は、工業製品として適切な品質管理のもとに生産されるとともに、組立説明書及び取付説明書等の手段によって、組立者及び施工者に対して適切な組立及び施工を行うために必要な諸要領の周知徹底を図ることとする。

ガラスの防犯性能の試験に関する細則 (平成16年基準)

1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 (以下「官民合同会議」という)が行う主として窓に使用される板ガラスの防犯性能試験 (以下「試験」という)について規定する。

2 受験手続等

2.1 申請

受験を希望する者は、受験申込書に必要な書類を添えて板硝子協会 (以下「協会」という) に申し込むものとする。なお、協会が申込みを受理しなかった、その他協会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局 (警察庁生活安全局生活安全企画課) に対し、申し出ることができる。

2.2 受験資格

試験を受験できる板ガラスは、以下のいずれかに該当するものに限る。

JIS-R3205に適合する合わせガラスで、かつ30mil 以上の中間膜の厚みを有するもの
milは1/1,000インチで0.0254mm

以外のガラスにおいては、板硝子協会 (以下「協会」という)の定める打ち破り性能の基準P2A以上の性能を有するもの

上記 又は を少なくとも一層に使用する複層ガラスなどの機能ガラス

3 試験員

試験員は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

4 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た申請者の試験所

その他試験委員会が認めた試験会場

5 試験体の準備、設置

5.1 試験体は、クレセント本体に二重ロック機構がつくもの及び補助錠がサッシ下部に一個装備されているJIS-A4706に規定されるアルミニウム合金製引き違い窓サッシにグレージングガスケットを使用し、はめこんだものとする。

また、窓枠の寸法は高さ1350mm、幅1800mm程度とする。

なお、協会が準備する試験台(窓枠)に取り付け可能なものとする。

5.2 試験体の設置方法は、通常のサッシの設置状況に準じたものとする。

ただし、以下に規定する試験において、ぐらつきや倒壊等がないように強固に固定することとする。

6 試験方法

6.1 打ち破り試験

打ち破り試験は、供試体1体に対して、パールによりクレセント付近及び補助錠付近の2ヶ所に計7回打撃を加えて、手首程度まで挿入が可能な穴(直径75mmの球が挿入可能なものとする)をあけて手首を差し込み、サッシを開く方法により行い、サッシが開かなかったものを合格とする。この場合において、最初の打撃を加えてからサッシを開くまでの時間は、1分を超えてはならない。

6.2 こじ破り試験

こじ破り試験は、供試体3体に対して3人の試験員がそれぞれ1体ずつ行うものとする。

手口は、ドライバーを差し込み、こじ破る方法により行う。攻撃の方法は、クレセント付近及び補助錠付近のこじ破りを行い、手首程度まで挿入が可能な穴(直径75mmの球が挿入可能なものとする)をあけて、手首を差し込み、クレセント及び補助錠を開錠する。クレセント及び補助錠がともに外れた状態になった後、外障子側の窓を開くまでの時間を測定する。

3体の試験体すべてについて、外障子側の窓が開くまでの時間を5分以上要したとき、合格とする。

こじ破り試験においては、試験体より1m離れた位置で音圧を測定し、90dBを超える音が発生した場合は、攻撃を20秒間休止しなければならない。

6.3 焼き破り試験

焼き破り試験は、供試体1体に対して、携帯用バーナーを用いてクレセント付近及び補助錠付近を攻撃し、手首程度まで挿入が可能な穴(直径75mmの球が挿入可能なものとする)をあけ、クレセント及び補助錠を外して外障子側の窓が開くまでの時間を測定する方法による。外障子側の窓が開くまでの時間を5分以上要したとき、合格とする。

7 試験結果の判定

7.1 判定基準

試験の結果、いずれの手口についても、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったものを合格とし、防犯性能の高いガラスとする。

7.2 みなし基準

- (1) 官民合同会議試験委員会が平成15年11月27日及び平成16年1月8日に行った予察試験の結果、以下の構成を有する合わせガラスについては、防犯性能の高いガラスとみなす。

FL (フロートガラス) :3mm + PVB (ポリビニルブチラール) :30mil + FL :3mm

FL :2.5mm + PVB :60mil + FL :2.5mm

FL :2.5mm + PET (ポリエチレンテレフタレート) :250 μ m + FL :2.5mm

FL :3mm + EVA (エチレン酢酸ビニル共重合樹脂) :1.6mm + FL :3mm

FL :2.5mm + ポリカーボネート:1.2mm + FL :2.5mm

- (2) 試験に合格した合わせガラスを製造又は販売する受験者が製造し、又は販売する合わせガラスであって、以下のいずれにも該当するものについては、試験に合格したものとみなす。

中間膜の素材及び厚さが当該試験に合格した合わせガラスに使用されている中間膜の素材及び厚さと同等以上であること

ガラスの合計の厚さが当該試験に合格した合わせガラスに使用されているガラスの合計の厚さ以上であること

- (3) 複層ガラスなどの機能ガラスについては、構成するガラスの少なくとも層に試験に合格したガラスを用いている場合、防犯機能が低下すると認められる特段の事情がない限り、試験に合格したものとみなす。

8 試験費用

- 8.1 試験の手数料は、1型式2万円とし、受験申込みの際、協会に納付しなければならない。
- 8.2 試験に際して8.1に定める額を上回る実費を要したときは、その額を限度として徴収することができる。

ウィンドウフィルムの防犯性能の試験に関する細則 (平成16年基準)

1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 (以下「官民合同会議」という。)が行う主として窓に使用されるウィンドウフィルムの防犯性能試験 (以下「試験」という。)について規定する。

2 受験手続等

2.1 申請

受験を希望する者は、受験申込書に必要な書類を添えて日本ウィンドウフィルム工業会 (以下「工業会」という)に申し込むものとする。なお、工業会が申込みを受理しなかった、その他工業会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局 (警察庁生活安全局生活安全企画課)に対し、申し出ることができる。

2.2 受験資格

試験を受験できるウィンドウフィルムは、JIS-A-5759に適合するウィンドウフィルムで、かつ、工業会の定める打ち破り性能の基準P2A以上の性能を有するものに限る。

3 試験員

試験員の選定基準は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

4 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た申請者の試験所

その他試験委員会が認めた試験会場

5 試験体の準備、設置

5.1 試験体は、以下の 及び の基準を満たすものとする。

クレセント本体に二重ロック機構がつくもの及び補助錠がサッシ下部に一箇装備されているJIS-A4706に規定されるアルミニウム合金製引き違い窓サッシにグレージングガスケットを使用し、試験に供するウィンドウフィルムを貼付したガラスをはめこんだもの。また、窓枠の寸法は高さ1350mm、幅1800mm程度とする。

ガラスへのウィンドウフィルムの貼付範囲は次のいずれかとし、試験申請時に申請図書に記載することとする。

イ) ウィンドウフィルムをガラスの露出全面のみに貼付したもの。

ロ) ウィンドウフィルムをガラス全面(露出全面及びグレージングガasketに覆われる部分)に貼付したものを。

5.2 試験体の設置方法は、通常のサッシの設置状況に準じたものとする。

ただし、以下に規定する試験において、ぐらつきや倒壊等がないように強固に固定することとする。

6 試験方法

6.1 打ち破り試験

打ち破り試験は、供試体1体に対して、ボールによりクレセント付近及び補助錠付近の2ヶ所に計7回打撃を加えて、手首程度まで挿入が可能な穴(直径75mmの球が挿入可能なものとする)をあけて手首を差し込み、サッシを開く方法により行い、サッシが開かなかったものを合格とする。この場合において、最初の打撃を加えてからサッシを開くまでの時間は、1分を超えてはならない。

6.2 こじ破り試験

こじ破り試験は、供試体3体に対して3人の試験員がそれぞれ1体ずつ行うものとする。

手口は、ドライバーを差し込み、こじ破る方法により行う。攻撃の方法は、クレセント付近及び補助錠付近のこじ破りを行い、手首程度まで挿入が可能な穴(直径75mmの球が挿入可能なものとする)をあけて、手首を差し込み、クレセント及び補助錠を開錠する。クレセント及び補助錠がともに外れた状態になった後、外障子側の窓を開くまでの時間を測定する。

3体の試験体すべてについて、外障子側の窓が開くまでの時間を5分以上要したとき、合格とする。

こじ破り試験においては、試験体より1m離れた位置で音圧を測定し、90dBを超える音が発生した場合は、攻撃を20秒間休止しなければならない。

6.3 焼き破り試験

焼き破り試験は、供試体1体に対して、携帯用バーナーを用いてクレセント付近及び補助錠付近を攻撃し、手首程度まで挿入が可能な穴(直径75mmの球が挿入可能なものとする)をあけ、クレセント及び補助錠を外して外障子側の窓が開くまでの時間を測定する方法による。外障子側の窓が開くまでの時間を5分以上要したとき、合格とする。

7 試験結果の判定

7.1 判定基準

試験の結果、いずれの手口についても、攻撃の開始から5分以上人体が通過できる状態にならなかったものを合格とし、防犯性能の高いウィンドウフィルムとする。

ただし、ウィンドウフィルムの貼付範囲が5.1ロ)に規定する範囲であるときは、「グレージングガasketに覆われた部分を含むガラス全面に貼付すること」を条件として合格とする。

7.2 みなし基準

- (1) 官民合同会議試験委員会が平成16年3月16日に行った予察試験の結果、総厚が350 μ m以上のポリエステルフィルム製ウィンドウフィルムについては、板厚5mmのフロートガラスに貼付すること及び工業会が指定する接着剤を使用することを条件として、試験に合格したものとみなす。
- (2) 試験に合格したウィンドウフィルムを製造又は販売する受験者が製造し、又は販売するウィンドウフィルムであって、試験に合格したウィンドウフィルムと同一の素材であり、かつ厚さが上回るものについては、当該試験に合格した際に使用されたガラスの厚さ以上のガラスを用いることを条件として、試験に合格したものとみなす。
- (3) ウィンドウフィルムを貼付した状態で製造又は販売されるガラスであって、以下のいずれかに該当するものについては、試験に合格したウィンドウフィルムを使用しているものとみなす。

試験に合格したウィンドウフィルムを、当該ウィンドウフィルムが試験に合格した際に使用したガラスの厚さ以上のガラスに貼付したもの。

ウィンドウフィルムを貼付したガラスを使用する複層ガラスなどの機能ガラスであって、構成するガラスの少なくとも1層に7.2(3)に該当するガラスを用いているもの。ただし、防犯機能が低下すると認められる特段の事情がない場合に限る。

8 試験費用

- 8.1 試験の手数料は、1型式2万円とし、受験申込みの際、工業会に納付しなければならない。
- 8.2 試験に際して8.1に定める額を上回る実費を要したときは、その額を限度として徴収することができる。

窓シャッターの防犯性能の試験に関する細則 (平成16年基準)

1 一般事項

1.1 適用範囲

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 (以下「官民合同会議」という)が行う主としてサッシ及びドアと併用する窓シャッターの防犯性能試験 (以下「試験」という)について規定する。

1.2 運用

(1) 個別試験又は合同試験に基づく運用

受験者からの個別の申請に対し、個別又は合同で試験を実施し、その結果に基づいて運用するもの。

(2) 通則的運用

(社)日本シャッター・ドア協会と(社)日本サッシ協会が合同で設立する委員会 (以下「合同委員会」という)が既往の予察試験結果等及び知見に基づいて別途策定する、「防犯性能の高い窓シャッターの構造・仕様に関する基準書」(以下、「仕様書」という)及び11に定める手順に基づいて運用されるもの。

2 個別試験又は合同試験に基づく運用

2.1 申請

(1) 申請を受け付ける開閉形式の種類及び受験資格

申請を受け付ける開閉形式の種類及び受験資格は、別添「試験計画書」に規定する範囲に限る。

(2) 申請方法

受験を希望する者は、別途定める受験申込書及び必要な書類を添えて、合同委員会に申し込むものとする。なお、合同委員会が申込みを受理しなかった場合、その他合同委員会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局 (警察庁生活安全局生活安全企画課)に対し、申し出ることができる。

2.2 合同試験の実施

(1) 合同試験の実施判断

合同委員会は、試験の申込みがあった試験体の構造・仕様の面からみてほぼ同等の防犯性能を有することが見込まれる申請が3件以上ある場合には、申請者全員の合意のもとに、個別試験に代えて合同試験を行うことができることとする。

(2) 合同試験の実施

合同委員会が合同試験を行うべきであると判断した場合は、試験委員会の承認のもとに次に示す条件に従って代表試験体は無作為抽出し、申請者全員に了解を得て当該試

験体の供給者に試験体を提供すべき旨を通告する。

- ・申請件数が、3以上10以下の場合...2体
- ・申請件数が、10を超える場合...5件につき1体以上の割合

合同試験の実施は、4から7に規定するところに従って試験を行う。

2.3 申請時に提出する書類

「規則」第2条第3項に規定する「受験を希望する際に必要な申請事項」は以下のとおりとする。

受験申込書

委任状

試験体構造・仕様説明図

試験体納まり図

カタログ等、当該部品の規格サイズバリエーションを示す資料

3 試験員

試験員は、警察庁、国土交通省又は合同委員会が推薦する者であることとする。

4 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た(社)日本シャッター・ドア協会又は(社)日本サッシ協会の会員会社試験所。

受験者の申出による上記以外の試験所で、試験委員会の承認を得た試験所

5 試験体の準備、設置

試験体の準備・設置は、別に定める「窓シャッターの人為的侵入抵抗性試験基準」(以下試験基準という。)による。

6 試験方法

試験項目及び試験実施概要は、別添「試験計画書」による。試験方法の詳細は、試験基準による。なお、試験基準は官民合同会議及び合同委員会がそれぞれ1部ずつ保管し、他には公開しないこととする。

7 試験結果の判定

7.1 個別試験の判定基準

判定は、以下の各号のいずれかによる

窓シャッター単独で、試験基準に定めるすべての試験項目に対して、攻撃の開始からサッシに対する攻撃が可能で、かつ人体が通過可能な状態になるまでの時間が5分以上要した試験体は、試験に合格したものとす。

を満たさない場合で、窓シャッター単独で試験基準に定めるすべての試験項目に対して、攻撃の開始からサッシに対する攻撃が可能で、かつ人体が通過可能な状態になるまでの時間が2分以上要した試験体は、攻撃の開始から人体が通過できる状態になるまでの時間が3分以上要する窓又はドアと併用することを条件として試験に合格したものとす。

ただし、「攻撃の開始から人体が通過できる状態になるまでの時間が3分以上要する窓又はドア」は、「建具の防犯性能試験に関する細則」に基づき公表される「抵抗時間3分以上の建物部品」(11.7及び11.8の規定に基づいて公表されるものを含む。)とする。

7.2 合同試験における判定基準

合同試験の判定基準は、7.1による。なお、代表試験体のすべての合格をもって申請部品すべてが合格したものとみなす。

なお、代表試験体のうち3分の2が合格し、不合格となった試験体において狙いとする抵抗時間に満たない時間が1分以下であった場合には、受験者の希望に応じて、不合格となった試験体と同種の新たな試験体をもって同日に再度試験を行うことができることとする。その結果合格となった場合には、初回の試験結果にかかわらず代表試験体のすべてを合格扱いとする。

8 再試験

試験結果が不合格の場合、狙いとする抵抗時間に満たない時間が1分以下の場合に限りその原因を改善した旨をそえて受験者が再試験を申し込み、試験委員会が認めた場合は、原則1回に限り再試験を受けることができる。

9 試験報告書

- (1) 試験報告書は、合同委員会又は試験機関が3部作成し、1部は試験委員会に、1部は申請者に提出することとし、1部は合同委員会の保管とする。
- (2) 試験報告書に記載する事項は、試験基準に定める。

10 試験費用

- (1) 合同委員会は、申請1件につき5万円を受験者より徴収することができるものとする。
- (2) 受験に際して、試験会場の設備等に実費を要したときは、その額を限度として合同委員会が受験者より徴収することができるものとする。

11 通則的運用

11.1 仕様書案の策定

合同委員会は、普遍性が高くかつ複数の者が供給する建物部品間における構造・仕様の類似性が高いと判断される窓シャッターを特定し、予察試験結果及び既往の知見等に基づき、所要の防犯性能を満たすために必要とされる構造・仕様を規定する仕様書案を策定する。

11.2 仕様書案の規定に適合する窓シャッター登録申請の受付

合同委員会は、(社)日本シャッター・ドア協会及び(社)日本サッシ協会に所属する会員会社並びにそれ以外の者であって会議の趣旨に賛同し防犯性能の高い窓シャッターを供給しようとするものに対して仕様書案を公表し、仕様書案の規定に適合する窓シャッターの登録申請を受け付けることとする。公開方法、申請図書類及び受付期間等は別途定める。

11.3 仕様規定案への適合性審査

- (1) 合同委員会は、申請があった窓シャッターの仕様規定案への適合性について審査を行うための会議体(以下、「審査部会」という。)を設置する。
- (2) 審査部会は、学識経験者、警察関係者、第三者機関の有識者、合同委員会関係者等により構成し、人選は試験委員会に報告する。
- (3) 審査部会は、申請者が提出した図書に記載されている内容を審査し、申請された窓シャッターの構造・仕様が仕様書案の規定事項に適合しているか否かを判定する。

11.4 仕様書案に適合する窓シャッターリストのとりまとめ及び不適合通知

- (1) 合同委員会は、11.3の審査結果に基づき、仕様書案に適合する窓シャッターのリストをとりまとめ試験委員会に報告する。
- (2) 合同委員会は、11.3の審査の結果仕様書案に適合しないと判定された窓シャッターについて、不適合となる理由を記載した文書をもって申請者に通知する。

11.5 無作為抽出による性能検証試験の実施及び判定

- (1) 試験委員会は、合同委員会と協議の上、11.4の定めに従って提出されたリスト中から、11.5(2)に定める選定基準に従って性能検証試験を行うべき窓シャッターを抽出し、合同委員会に対して試験委員会が指定する試験日に試験を行うことを通知する。
- (2) 性能検証試験に供すべき試験体の数は、試験基準に規定する試験項目に対してそれぞれ3体とし、提出された窓シャッターのリスト中から無作為抽出することとする。
- (3) 試験の準備及び実施方法は3から7の規定によることとし、試験体の製作等の諸準備は合同委員会が行う。
- (4) 試験結果の判定は、8の規定による。代表する試験体のすべてが合格となった場合には、仕様書案の規定内容が妥当であり、かつ11.4に規定する窓シャッターのリスト中に登録されているもののすべてが8.1のいずれかの防犯性能を満たしているものとみなす。

なお、試験体のうち3分の2が合格し、不合格となった試験体の所要抵抗時間に満たない時間が1分以下であった場合には、不合格となった試験体と同種の新たな試験体をもって同

日に再度試験を行うことができる。その結果合格となった場合には、初回の試験結果にかかわらず、代表する試験体すべてが合格したこととする。

- (5) 11.5にかかる費用は、すべて合同委員会の負担とする。なお、合同委員会は、会員以外申請者に対して本件にかかる費用の按分負担を求めることができることとする。

11.6 試験結果に基づく仕様書案の見直し

合同委員会は、11.5の結果不合格判定となった品目について、原則として1回に限り11.1から11.5までの行程を再実施することができることとする。

11.7 適合仕様の公表

- (1) 合同委員会は、11.1から11.6までの規定に従って策定した仕様書案を官民合同会議に提出することとする。
- (2) 官民合同会議は、仕様書案の内容を審査し、11.5に規定する試験の結果等を勘案して妥当であると判断される場合には、11.7(1)の仕様書をもって、「防犯性が高いと認める窓シャッターの仕様」として公開することとする。

11.8 適合窓シャッター名の公表

- (1) 合同委員会は、11.1から11.7までの規定に従って性能検証が行われた窓シャッターのリストを作成し、官民合同会議に提出することとする。
- (2) 官民合同会議は、11.5に規定する試験の結果等を勘案して妥当であると判断される場合には、11.8(1)の窓シャッターのリストをもって、「防犯性が高いと認める窓シャッター」として公開することとする。

試験計画書

品目名 :窓シャッター

対象とする開閉形式	実施試験項目	標準的な試験体の開閉形式及びサイズ等
・(たて引き) 窓シャッター	こじ開け 切り破り 錠破り 切り破り開錠	カーテン、シャッターボックス、ガイドレール 及び座板を含むセット 1 × 4 (1720サイズ程度のもの)

- 1 錠機構が同じであれば、サッシ枠を含むものかであるかカーテン、シャッターボックス、ガイドレール及び座板のみのセットであるか否かは問わない
- 2 試験は、通常の使用状態と同様サッシを取り付けた状態で行うが、サッシの破壊は実施しない。
- 3 受験資格

試験を受験できる窓シャッターは以下のいずれかに該当するものに限る。

2以上の錠又はそれと同等以上の締め機構を有しかつスラット両端部に抜止め用フックを取り付けた構造であるもの。

ブレーキ付電動開閉機を有しかつスラット両端部に抜止め用フックを取り付けた構造であるもの。

上記、と同等以上の性能を有するものとして試験委員会が認めたもの。

付 　： 防犯性能の高い窓シャッターの構造・仕様に関する基準書 (概要版)

(平成16年3月25日)

1.適用範囲

本基準書は、「窓シャッターの防犯性能の試験に関する細則」(防犯性の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議)の通則的運用の規定に定める窓シャッターについて、予察試験及び既往の知見に基づき、所要の防犯性能を満たすために最低限必要とされる構造・仕様について規定する。

2.用語の定義

本基準書で用いる主な用語の定義は、次の通りとする、なお、その他の用語については、規則、細則、試験基準、及び技術基準でそれぞれ定めた定義による。

2.1 官民合同会議

防犯性の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議

2.2 規則

官民合同会議が定める「建物部品の防犯性能の試験に関する規則」

2.3 細則

官民合同会議が定める「窓シャッターの防犯性能試験に関する細則」

2.4 試験基準

官民合同会議が定める「窓シャッターの人為的侵入抵抗性試験基準」

2.5 技術基準

(社)日本シャッター・ドア協会及び(社)日本サッシ協会が定めた「住宅用窓シャッター技術基準」

2.6 抵抗時間

細則に定める試験において、攻撃の開始から「サッシに対する攻撃が可能でかつ人体が通過可能な状態」になるまでの時間

2.7 座板錠

座板(幅木)に設けた錠

2.8 中間錠

シャッター高さ方向中間部のシャッターカーテン、又はガイドレールに設けた錠

2.9 拘束部

シャッターカーテンが開放されないよう拘束している部分

2.10 通則仕様窓シャッター

合同委員会が策定する「防犯性の高い窓シャッターの構造・仕様に関する基準書」(仕様書)の規定に適合し、官民合同会議が防犯性が高いと認めた窓シャッター

3.抵抗時間による区分

3.1 抵抗時間5分仕様

抵抗時間5分以上のもので、細則7.1項 に定める判定基準を満たす仕様を持った窓シャッター

3.2 抵抗時間2分仕様

抵抗時間2分以上5分未満のもので、細則7.1項 に定める判定基準を満たす仕様を持った窓シャッター

4.構造

所要の防犯性能を満たすために必要とされる構造仕様は以下の通り規定するが、規定しない部分の構造仕様は、技術基準に準拠することとする。

4.1 抵抗時間5分仕様

以下の(1)~(2)の全てを満足すること。

(1) シャッターカーテン構造

シャッターカーテン

シャッターカーテンは、スラット同士が横ずれしないように、かしめ加工等の横ずれ防止策を施すこと、かつ下記のいずれかの構造を満足すること。

- 1) 切り破り、切り破り開錠の各手口によって攻撃されても、5分間抵抗可能なスラット原板厚さを有するシャッターカーテンを有すること。
- 2) 切り破り、切り破り開錠の各手口によって攻撃されても、5分間抵抗可能なようにスラットに補強材等で補強を施したシャッターカーテンを有すること。

抜け止め構造

こじ開け手口に対する攻撃に対して5分間抵抗可能なように、下記の構造を満足すること。

- 1) スラット両端部に、ガイドレールからの抜け出しを防止する抜け止め部品を規定個数有し、かつ抜け止め用部品はスラット抜け出し方向にガイドレールにて拘束されること。また、ガイドレールは、容易に変形しない構造であること。
- 2) スラット両端部に、ガイドレールからの抜け出しを防止する抜け止め部品を規定個数有し、かつ抜け止め用部品はスラット抜け出し方向にガイドレールにて拘束されること。更にこじ開け防止用部品を座板とクレセント間の左右ガイドレールに有する構造であるもの。

(2) 錠構造

錠破り、切り破り開錠の各手口に対する攻撃に対して、5分間抵抗可能なように、下記のいずれかの構造を満足すること。

座板錠のほかに4ヶ所以上の拘束部を有すること。かつ各々の錠を開錠するための操作部が3ヶ所以上必要で、その内の1ヶ所以上が室内床面から高さ方向に1,800mm以上離れていること。カーテン構造が、前記4.1(1)の2)項に該当すること。

座板錠のほかに4ヶ所以上の拘束部を有すること。かつ各々の錠を開錠するための操作部が3ヶ所以上必要で、その内の1ヶ所以上が室内床面から高さ方向に1,400mm以上離れていること。シャッターカーテン構造が、前記4.1(1)の1)項に該当すること。

ブレーキ付電動(巻取シャフト固定)式であるもの、ブレーキなし電動式で、シャッターを外部から開放しようとする時、モーターが逆転し開動作をする防犯機能を有したもの。

4.2 抵抗時間2分仕様

以下の(1)~(2)の全てを満足すること。

(1) シャッターカーテン構造

シャッターカーテン

シャッターカーテンは、スラット同士が横ずれしないように、かしめ加工等の横ずれ防止策を施すこと、かつ下記の構造を満足すること。

- 1) 切り破り 切り破り開錠の各手口によって攻撃されても、2分間抵抗可能なスラット原板厚さを有するシャッターカーテンを有すること。

抜け止め構造

こじ開け手口に対する攻撃に対して2分間抵抗可能なように、下記の構造を満足すること。

- 1) スラット両端部に、ガイドレールからの抜け出しを防止する抜け止め部品を規定個数有し、かつ抜け止め用部品はスラット抜け出し方向にガイドレールにて拘束される構造であること。

Q) 錠構造

錠破り 切り破り開錠の各手口に対する攻撃に対して、2分間抵抗可能なように、下記のいずれかの構造を満足すること。

座板錠のほかに2ヶ所以上の拘束部を有すること。かつ各々の錠を開錠するための操作部が2ヶ所以上必要で、その内の1ヶ所以上が室内床面から高さ方向に1,400mm以上離れていること。ただし窓サイズ(併用するサッシ内法h 1,500mm)の場合は、1ヶ所以上の錠の操作部と室内床面の距離が高さ方向に1,800mm以上離れていること。

ブレーキ付電動(巻取シャフト固定)式であるもの、ブレーキなし電動式で、シャッターを外部から開放しようとする時、モーターが逆転し閉動作をする防犯機能を有したもの。

以上

重量シャッターの防犯性能の試験に関する細則 (平成16年基準)

1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 (以下「官民合同会議」という)が行う主として店舗、倉庫の出入口に使用される重量シャッターの防犯性能試験 (以下「試験」という)について規定する。

2 受験手続等

2.1 申請

受験を希望する者は、日本シャッター・ドア協会 (以下「協会」という) に申し込むものとする。
なお、協会が申込みを受理しなかった場合、その他協会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局 (警察庁生活安全局生活安全企画課) に対し、申し出ることができる。

2.2 合同試験の申請

複数の型式の重量シャッターについて同一構造であるとして申請があった場合において、試験委員会が認めたときは、それらについて合同試験を行うことができる。なお、合同試験の申請があった重量シャッターの製造・販売者が2社以上にわたるときは、そのうちの1社又は製造・販売者の団体が代表して申請をするものとする。

2.3 申請時に提出する書類等

申請に際し提出すべき書類等は、受験申込書、試験体図、施工要領書及び構造説明図書とする。

2.4 受験資格

試験を受験できる重量シャッターは以下のとおりとする。

JIS-A 4705に該当する構造であって、スラットの板厚が1.2mm以上であること

スイッチボックスを有するものについては、別に定めるスイッチボックスの試験に合格したものを備えること

上記及び同等以上の性能を有するものとして試験委員会が認めたもの

3 試験員

試験員は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

4 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た申請者の試験所

その他試験委員会が認めた試験会場

5 試験体の準備、設置

5.1 一般事項

試験体は、使用状態に組み立てられた完成品とし、その大きさは以下のとおりとする。なお、試験体は1体を用意する。

納りは内部付、試験体サイズは開口幅 (W)=2.8m、開口高さ (H)=2mとし、詳細は試験体図による。

5.2 設置

試験体は、施工要領書に準じて、直角に垂直に、かつ、ねじれや曲がりなく試験体取付枠に固定しなければならない。取付け高さは、通常使用される高さとする。

試験体取付枠は、試験の目的に適した十分に剛性のあるものとする。

5.3 試験体の準備と検査

試験体取付枠に取り付けられた試験体を、目視で検査し、損傷やキズや仕上げの特異な状況を記録する。試験開始前に、施工要領書に記載通りの条件で製品が取り付けられ、かつ閉鎖されていることを確認する。

6 試験方法

試験は、以下の手口について、それぞれ試験手順書に定める方法により実施する。なお、攻撃の際に90dB以上の音量が発生しないよう配慮する。

6.1 スラットこじ開け試験 (試験番号1)

ボールを用い、レール部分のスラットをこじ開け、スラットをレールから外して侵入する。

6.2 座板こじ開け試験 (試験番号2)

ボール及び木片を用い、座板をこじ開けて侵入する。

6.3 切り破り試験 (試験番号3)

充電式ドリル、キリ及び金切鋏を用い、スラットに穴を開けて侵入する。

6.4 ジャッキによる座板こじ開け試験 (試験番号4)

ボール、木片及び油圧ジャッキを用い、座板をこじ開けて侵入する。この試験は、選択試験とし、特に防犯性能の高い重量シャッターの場合のみに行う。

7 試験結果の判定

7.1 判定基準

(1) 防犯性の高い重量シャッター

試験の結果、スラットこじ開け(試験番号1)、座板こじ開け(試験番号2)及び切り破り(試験番号3)のいずれの手口についても、攻撃の開始から分間以上人体が通過できる状態にならなかったものを合格とし、防犯性能の高い重量シャッターとする。

ただし、平成15年7月24日に官民合同会議シャッター・ドア・サッシ検討委員会が行った予察試験において、以下の要件を備える重量シャッターについては、いずれの手口についても、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったことが確認されていることから、試験委員会においてこれと同等以上であると判定されたものについては、合格とする。

スラットの板厚が1.6mm以上であること

ガイドレールの深さが60mm以上であること

ガイドレールの板厚が1.6mm以上であること

(2) 特に防犯性の高い重量シャッター

(1)に該当する防犯性能の高い重量シャッターであって、ジャッキによる座板こじ開け(試験番号4)についても攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったものを特に防犯性能の高い重量シャッターとし、公表に際しその旨を明らかにする。

7.2 合同試験における判定基準

合同試験の申請があった重量シャッターについては、そのうちから無作為抽出した1体を代表試験体として試験を実施し、7.1と同一の判定基準によって合否の判定を行い、代表試験体が合格したときは、合同試験の対象となるすべての型式について合格したものとみなす。

8 再試験

8.1 試験結果が不合格の場合においてその抵抗時間が4分を超えていたときに限り、その原因を改善した旨を添えて受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。

8.2 試験体取付けにおける施工上の不具合に起因して不合格となった場合で、受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。

9 試験報告書

報告書は、次の事項を記載する。

1) 試験結果の記録

- a 試験体の攻撃箇所と順序
- b 使用した道具
- c 抵抗時間・道具交換の時間・観察時間
- d 発生音及び所定のピーク値を超えた回数
- e 変形損傷

2) 報告書の記載事項

- a 試験体の名称、形式
- b 試験体図及び必要な寸法

- c 試験結果
- d 試験機関名
- e 担当者
- f 日付
- g その他必要と認められる事項

10 試験費用

- 10.1 試験費用は別途定める受験説明書に従い、受験者の負担とする。
- 10.2 試験の手数料は、1型式につき3万円とし、受験申込みの際、協会に納付しなければならない。
- 10.3 試験に際して実費を要したときは、その額を限度として受験する者より徴収することができる。

軽量シャッターの防犯性能の試験に関する細則 (平成16年基準)

1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 (以下「官民合同会議」という)が行う主として車庫、店舗の出入口に使用される軽量シャッターの防犯性能試験 (以下「試験」という)について規定する。

2 受験手続等

2.1 申請

受験を希望する者は、日本シャッター・ドア協会 (以下「協会」という) に申し込むものとする。

なお、協会が申込みを受理しなかった場合、その他協会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局 (警察庁生活安全局生活安全企画課) に対し、申し出ることができる。

2.2 合同試験の申請

複数の型式の軽量シャッターについて同一構造であるとして申請があった場合において、試験委員会が認めたときは、それらについて合同試験を行うことができる。なお、合同試験の申請があった軽量シャッターの製造・販売者が2社以上にわたるときは、そのうちの1社又は製造・販売者の団体が代表して申請をするものとする。

2.3 申請時に提出する書類等

申請に際し提出すべき書類等は、受験申込書、試験体図、施工要領書及び構造説明図書とする。

2.4 受験資格

試験を受験できる軽量シャッターは以下のとおりとする。

JISA4704に該当する構造であって、スラットの板厚が0.5mm以上であること

スイッチボックスを有するものについては、別に定めるスイッチボックスの試験に合格したものを備えること

上記及び同等以上の性能を有するものとして試験委員会が認めたもの

3 試験員

試験員は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

4 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た申請者の試験所

その他試験委員会が認めた試験会場

5 試験体の準備、設置

5.1 一般事項

試験体は、使用状態に組み立てられた完成品とし、その大きさは以下のとおりとする。なお、試験体は1体を用意する。

納りは内部付、試験体サイズは開口幅 (W)=2.5m、開口高さ (H)=2mとし、詳細は試験体図による。

なお、中柱付きの場合は、総開口 = 2.8m、開口高さ (H) = 2mとし、開口の中央に中柱を取り付ける。

5.2 設置

試験体は、施工要領書に準じて、直角に垂直に、かつ、ねじれや曲がりなく試験体取付枠に固定しなければならない。取付け高さは、通常使用される高さとする。

試験体取付枠は、別添資料「試験体取付枠説明図」に従い、試験の目的に適した十分に剛性のあるものとする。

5.3 試験体の準備と検査

試験体取付枠に取り付けられた試験体を、目視で検査し、損傷やキズや仕上げの特異な状況を記録する。試験開始前に、施工要領書に記載通りの条件で製品が取り付けられ、かつ閉鎖されていることを確認する。

6 試験方法

試験は、以下の手口について、それぞれ試験手順書に定める方法により実施する。なお、攻撃の際に90dB以上の音量が発生しないよう配慮する。

6.1 外錠破り開け試験 (試験番号1)

充電式ドリル、キリ、金切鋏、針金を用い、外錠付近のスラットに穴をあけ、手又は針金で解錠し侵入する。

6.2 内錠破り試験 (試験番号2)

充電式ドリル、キリ、金切鋏、針金を用い、内錠付近のスラットに穴をあけ、手又は針金で解錠し侵入する。

6.3 ピッキング試験 (試験番号3)

ピッキング用具を用い、外錠をピッキングし、解錠して侵入する。この試験は、1体の試験体について、3回試みる。

6.4 スラットこじ開け試験 (試験番号4)

バールを用い、レール部分のスラットをこじ開け、スラットをレールから外して侵入する。

6.5 中柱部スラットこじ開け試験 (試験番号5)

バールを用い、中柱部分のスラットをこじ開け、スラットを中柱から外して侵入する。

6.6 座板こじ開け試験 (試験番号6)

ボール、木片を用い、座板をこじ開けて侵入する。

6.7 切り破り試験 (試験番号7)

充電式ドリル、キリ及び金切鋏を用い、スラットに穴を開けて侵入する。

7 試験結果の判定

7.1 判定基準

試験の結果、いずれの手口についても、攻撃の開始から5分以上人体が通過できる状態にならなかったものを合格とし、防犯性能の高い軽量シャッターとする。

ただし、スラットこじ開け試験(試験番号4)、座板こじ開け試験(試験番号6)、切り破り試験(試験番号7)については平成15年7月24日に官民合同会議シャッター・ドア・サッシ検討委員会が行った予察試験において、スラットの板厚が0.8mm以上の軽量シャッターについては、攻撃の開始から5分以上人体が通過できる状態にならなかったことが確認されていることから、試験委員会においてこれと同等以上であると判定されたものについては、合格とする。

なお、中柱部スラットこじ開け試験(試験番号5)は中柱付の場合にのみ実施する。

また、電動式の場合は、外錠破り開け試験(試験番号1)、内錠破り試験(試験番号2)、ピッキング試験(試験番号3)は実施しない。

7.2 合同試験における判定基準

合同試験の申請があった軽量シャッターについては、そのうちから無作為抽出した1体を代表試験体として試験を実施し、7.1と同一の判定基準によって合否の判定を行い、代表試験体が合格したときは、合同試験の対象となるすべての型式について合格したものとみなす。

8 再試験

8.1 試験結果が不合格の場合においてその抵抗時間が4分を超えていたときに限り、その原因を改善した旨を添えて受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。

8.2 試験体取付けにおける施工上の不具合に起因して不合格となった場合で、受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。

9 試験報告書

報告書は、次の事項を記載する。

1) 試験結果の記録

- a 試験体の攻撃個所と順序
- b 使用した道具
- c 抵抗時間・道具交換の時間・観察時間

- d 発生音及び所定のピーク値を超えた回数
 - e 変形損傷
- 2) 報告書の記載事項
- a 試験体の名称、形式
 - b 試験体図及び必要な寸法
 - c 試験結果
 - d 試験機関名
 - e 担当者
 - f 日付
 - g その他必要と認められる事項

10 試験費用

- 10.1 試験費用は別途定める受験説明書に従い、受験者の負担とする。
- 10.2 試験の手数料は、1型式につき3万円とし、受験申込みの際、協会に納付しなければならない。
- 10.3 試験に際して実費を要したときは、その額を限度として受験する者より徴収することができる。

シャッター用スイッチボックスの防犯性能の試験に関する細則 (平成16年基準)

1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議 (以下「官民合同会議」といふ。)が行う主として店舗、倉庫の出入口に使用されるシャッター用スイッチボックスの防犯性能試験 (以下「試験」といふ。)について規定する。

2 受験手続等

2.1 申請

受験を希望する者は、日本シャッター・ドア協会 (以下「協会」という。)に申し込むものとする。
なお、協会が申込みを受理しなかった場合、その他協会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局 (警察庁生活安全局生活安全企画課)に対し、申し出ることができる。

2.2 合同試験の申請

複数の型式のシャッター用スイッチボックスについて同一構造であるとして申請があった場合において、試験委員会が認めたときは、それらについて合同試験を行うことができる。なお、合同試験の申請があったシャッター用スイッチボックスの製造・販売者が2社以上にわたるときは、そのうちの1社又は製造・販売者の団体が代表して申請をするものとする。

2.3 申請時に提出する書類等

申請に際し提出すべき書類等は、受験申込書、試験体図、及び構造説明図書とする。

2.4 受験資格

試験を受験できるシャッター用スイッチボックスは以下のとおりとする。

金属製のボックス及び蓋によりスイッチが覆われているものとする。

上記と同等の性能を有するものとして試験委員会が認めたもの。

3 試験員

試験員は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

4 試験会場

4.1 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た申請者の試験所

その他試験委員会が認めた試験会場

5 試験体の準備、設置

5.1 一般事項

試験体は、使用状態に組み立てられた完成品とする。

5.2 設置

試験体は、試験体取付枠にスイッチボックス裏側を強固に固定しなければならない。

試験体取付枠は、試験の目的に適した十分に剛性のあるものとし、また、試験架台は、試験体取付枠が取り付けられる構造で、かつ、十分に剛性のあるものとする。

5.3 試験体の準備と検査

試験体取付枠に取り付けられた試験体を、目視で検査し、損傷やキズや仕上げの特異な状況を記録する。

試験開始前に、施錠されていることを確認する。

6 試験方法

試験は、以下の手口について、それぞれ試験手順書に定める方法により実施する。なお、攻撃の際に90dB以上の音量が発生しないよう配慮する。

6.1 ピッキング試験 (試験番号1)

3体の試験体について、3人の試験員がそれぞれ1体ずつ、特殊工具を用いて、錠前を解錠し、電氣的にシャッターを開放させることのできる状態にする。

6.2 穴開け試験 (試験番号2)

3体の試験体について、3人の試験員がそれぞれ1体ずつ、充電式ドリルにより、ボックスフタに穴を開け、電氣的にシャッターを開放させることのできる状態にする。

6.3 こじ開け試験 (試験番号3)

3体の試験体について、3人の試験員がそれぞれ1体ずつ、ドライバーを用いて、ボックスフタをこじ開け、電氣的にシャッターを開放させることのできる状態にする。

7 試験結果の判定

7.1 判定基準

試験の結果、いずれの手口についても、攻撃の開始から5分間以上電氣的にシャッターが開放状態とならなかったものを合格とし、防犯性能の高いシャッター用スイッチボックスとする。

なお、スイッチの制御盤部分がシャッターボックス部分などに設置されているテンキースイッチ、カード型スイッチ等であって工具を用いても、ボックスの蓋を開けてからスイッチをONにすることが困難であると試験委員会が認めたものについては、試験に合格したものとみなす。ただし、スイッチ部分に制御盤部分が併設してある場合には、試験を受ける必要がある。

7.2 合同試験における判定基準

合同試験の申請があったシャッター用スイッチボックスについては、ピッキング試験、穴開け

試験及びこじ開け試験についてそれぞれ3体を無作為抽出したものの代表試験体として試験を実施し、7.1と同一の判定基準によって合否の判定を行い、代表試験体が合格したときは、合同試験の対象となるすべての型式について合格したものとみなす。

8 再試験

8.1 試験結果が不合格の場合においてその抵抗時間が4分を超えていたときに限り、その原因を改善した旨を添えて受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。

8.2 試験体取付けにおける施工上の不具合に起因して不合格となった場合で、受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。

9 試験報告書

報告書は、次の事項を記載する。

- 1) 試験結果の記録
 - a 試験体の攻撃個所と順序
 - b 使用した道具
 - c 抵抗時間・道具交換の時間・観察時間
 - d 発生音及び所定のピーク値を超えた回数
 - e 変形損傷
- 2) 報告書の記載事項
 - a 試験体の名称、形式
 - b 試験体図及び必要な寸法
 - c 試験結果
 - d 試験機関名
 - e 担当者
 - f 日付
 - g その他必要と認められる事項

10 試験費用

10.1 試験費用は別途定める受験説明書に従い、受験者の負担とする。

10.2 試験の手数料は、1型式につき3万円とし、受験申込みの際、協会に納付しなければならない。

10.3 試験に際して実費を要したときは、その額を限度として受験する者より徴収することができる。

建物部品の防犯性能試験 試験員名簿

(平成16年3月26日現在)

試験指導員

氏名	所属	委嘱日
富田 俊彦	警視庁	平成15年10月10日
木村 秀雄	埼玉県警察本部	平成16年 3月26日

ドア(B種)の試験員

(氏名五十音順)

氏名	所属	推薦者	指名日
木平 浩司	トステム(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
小島 桂之	輸送機工業(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
小松 豊	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
佐久間 博文	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
下屋敷 朋千	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
新藤 健太	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
鈴木 松三郎	文化シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
須山 聡	鋼鉄建材(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
瀬戸 久隆	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日
友光 高昭	警察庁	警察庁	平成15年10月28日()
西村 淳治	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
野口 茂	コスモ近畿(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
藤永 秀樹	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
山田 泰弘	日本フネン(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
若松 勇司	三和シャッター工業(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
和田 光正	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日

友光試験員は、平成15年12月31日付けで指名解除(以下の各種別を通じて同じ。)

錠、シリンダー及びサムターンの試験員

(氏名五十音順)

氏名	所属	推薦者	指名日
石川 始	美和ロック(株)	日本ロック工業会	平成15年10月10日
井出 和彦	(有)キーステーション	日本ロック工業会	平成15年10月10日
卯月 文彦	卯月商店	日本ロック工業会	平成15年10月10日
小島 博之	(株)アルファ	日本ロック工業会	平成15年10月10日
坂上 晃一	日本カバ(株)	日本ロック工業会	平成15年10月10日
谷 忠重	(資)谷工作所	日本ロック工業会	平成15年10月10日
長嶋 宣治	(株)長嶋金物店	日本ロック工業会	平成15年10月10日
長野 勇一	(有)千葉ロック	日本ロック工業会	平成15年10月10日
藤ノ木 良策	アイワロックサービス	日本ロック工業会	平成15年10月28日
古藤 光国	(株)カギの救急車	日本ロック工業会	平成15年10月10日
堀 英樹	(資)堀商店	日本ロック工業会	平成15年10月10日
吉澤 誠	(有)ロックサービス城南	日本ロック工業会	平成15年10月10日

以上は、建物部品の防犯性能の試験に関する規則第3条3項3号の規定に合格した者である。

氏名	所属	推薦者	指名日
東 重企	(株)ゴール	日本ロック工業会	平成15年10月10日
新井 博	東洋シャッター(株)	日本ロック工業会	平成15年10月10日
池亀 徹雄	美和ロック(株)	日本ロック工業会	平成15年10月10日
石塚 敏浩	日本カバ(株)	日本ロック工業会	平成15年12月22日
伊藤 栄	東洋シャッター(株)	日本ロック工業会	平成15年10月10日
江頭 宏	(資)堀商店	日本ロック工業会	平成15年10月28日
栄木 康	(資)堀商店	日本ロック工業会	平成15年10月10日
大口 正昭	(株)ユーシン・ショウワ	日本ロック工業会	平成15年10月10日
大割 一明	(株)オプナス	日本ロック工業会	平成15年12月22日
小幡 紀彦	(株)アルファ	日本ロック工業会	平成15年10月10日
片山 真太郎	(株)アルファ	日本ロック工業会	平成15年10月10日
菊地 尚幾	(株)シブタニ	日本ロック工業会	平成15年10月10日
北島 裕嗣	(株)西製作所	日本ロック工業会	平成15年12月22日
黒沢 忠男	(株)オプナス	日本ロック工業会	平成15年10月28日

氏 名	所 属	推 薦 者	指名日
小松 豊	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月10日
斎藤 伸一	(株)ユースン・ショウワ	日本ロック工業会	平成15年10月10日
佐久間 博文	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月10日
佐々木 俊太郎	日本カバ(株)	日本ロック工業会	平成15年10月10日
笹田 泰伸	(株)シブタニ	日本ロック工業会	平成15年10月10日
下屋敷 朋千	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月10日
新藤 健太	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月10日
瀬戸 久隆	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日
友光 高昭	警察庁	警察庁	平成15年10月10日
中林 義彰	(資)堀商店	日本ロック工業会	平成15年12月22日
西村 淳治	警察庁	警察庁	平成15年10月10日
原野 浩満	(株)西製作所	日本ロック工業会	平成15年10月10日
平尾 哲也	美和ロック(株)	日本ロック工業会	平成15年10月10日
藤永 秀樹	警察庁	警察庁	平成15年10月10日
宮崎 政広	(株)ゴール	日本ロック工業会	平成15年10月10日
和田 光正	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日

建具の試験員

(氏名五十音順)

氏 名	所 属	推 薦 者	指名日
金守 直人	新日軽(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月10日
川島 長人	不二サッシ(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月10日
小松 豊	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月10日
佐久間 博文	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月10日
下屋敷 朋千	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月10日
新藤 健太	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月10日
瀬戸 久隆	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日
友光 高昭	警察庁	警察庁	平成15年10月10日
西村 淳治	警察庁	警察庁	平成15年10月10日
飛弾 祐二	YKKAP(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月10日

氏名	所属	推薦者	指名日
藤永 秀樹	警察庁	警察庁	平成15年10月10日
森山 陽水	トステム(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月10日
見浦 史一	三協アルミニウム工業(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月10日
宮崎 謙一	立山アルミニウム工業(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月10日
和田 光正	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日

ガラスの試験員

(氏名五十音順)

氏名	所属	推薦者	指名日
桶谷 幸史	旭硝子(株)	板硝子協会	平成16年 1月14日
尾花 茂樹	日本板硝子(株)	板硝子協会	平成16年 1月14日
瀬戸 久隆	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日
友光 高昭	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
西村 淳治	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
藤永 秀樹	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
増坂 吉己	日本板硝子(株)	板硝子協会	平成16年 3月19日
山本 秀樹	セントラル硝子(株)	板硝子協会	平成16年 1月14日
和田 光正	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日

ウィンドウフィルムの試験員

(氏名五十音順)

氏名	所属	推薦者	指名日
大内 富士夫	住友スリーエム(株)	ウィンドウ・フィルム工業会	平成16年 3月16日
大野 貴史	(株)ライフガード	ウィンドウ・フィルム工業会	平成16年 3月16日
柏柳 慶一	(株)セイコーステラ	ウィンドウ・フィルム工業会	平成16年 3月16日
鈴木 康一	リンテック(株)	ウィンドウ・フィルム工業会	平成16年 3月16日
瀬戸 久隆	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日
高沢 友康	リンテック(株)	ウィンドウ・フィルム工業会	平成16年 3月16日
友光 高昭	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
西村 淳治	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
橋本 一之	住友スリーエム(株)	ウィンドウ・フィルム工業会	平成16年 3月16日

氏名	所属	推薦者	指名日
藤永 秀樹	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
和田 光正	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日

窓シャッターの試験員

(氏名五十音順)

氏名	所属	推薦者	指名日
金守 直人	新日軽(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月28日
川島 長人	不二サッシ(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月28日
小松 豊	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
佐久間 博文	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
清水 隆	文化シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
下屋敷 朋千	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
新藤 健太	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
瀬戸 久隆	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日
高木 利久	文化シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
友光 高昭	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
西村 淳治	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
丹羽 健太郎	文化シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
畠山 雄一	三和シャッター工業(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
飛騨 祐二	YKKAP(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月28日
一柳 裕昭	三和シャッター工業(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
藤永 秀樹	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
見浦 史一	三協アルミニウム工業(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月28日
宮崎 謙一	立山アルミニウム工業(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月28日
森山 陽水	トステム(株)	(社)日本サッシ協会	平成15年10月28日
和田 光正	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日

重量シャッターの試験員

(氏名五十音順)

氏名	所属	推薦者	指名日
岩崎 信也	三和シャッター工業(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
大庭 敦	トステム鈴木シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
小松 豊	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
佐久間 博文	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
佐藤 和孝	文化シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
下屋敷 朋千	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
新藤 健太	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
鈴木 松三郎	文化シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
瀬戸 久隆	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日
友光 高昭	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
西村 淳治	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
藤永 秀樹	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
横井 直樹	三和シャッター工業(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
和田 光正	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日

軽量シャッターの試験員

(氏名五十音順)

氏名	所属	推薦者	指名日
岩崎 信也	三和シャッター工業(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
大庭 敦	トステム鈴木シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
小松 豊	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
佐久間 博文	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
佐藤 和孝	文化シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
下屋敷 朋千	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
新藤 健太	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
鈴木 松三郎	文化シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
瀬戸 久隆	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日
友光 高昭	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
西村 淳治	警察庁	警察庁	平成15年10月28日

氏名	所属	推薦者	指名日
藤永 秀樹	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
横井 直樹	三和シャッター工業(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
和田 光正	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日

シャッター用スイッチボックスの試験員

(氏名五十音順)

氏名	所属	推薦者	指名日
岩崎 信也	三和シャッター工業(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
大庭 敦	トステム鈴木シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
小松 豊	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
佐久間 博文	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
佐藤 和孝	文化シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
下屋敷 朋千	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
新藤 健太	(財)ベターリビング	国土交通省	平成15年10月28日
鈴木 松三郎	文化シャッター(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
瀬戸 久隆	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日
友光 高昭	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
西村 淳治	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
藤永 秀樹	警察庁	警察庁	平成15年10月28日
横井 直樹	三和シャッター工業(株)	(社)日本シャッター・ドア協会	平成15年10月28日
和田 光正	警視庁	警察庁	平成16年 2月13日

